

水産土木工事共通仕様書

新旧対照表

北海道水産林務部

水産土木工事共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版	(新) 令和5年12月版改訂	摘要
<p>共通</p> <p>1-第1編 共通編-7</p> <p>1-第1編 共通編-8</p>	<p>又は つとめ まき出し さけ うけ 空げき 練りませ 示されていない よりがたい</p> <p>1-1-1-2 用語の定義</p> <p>20. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。 (1) 緊急を要する場合はファクシミリ及びEメール等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。 (2) 電子納品を行う場合は、別途工事監督員と協議するものとする。</p> <p>21. 以降 26. まで</p> <p>27. 「同等以上の品質」とは、特記仕様書で指定する品質、又は特記仕様書に指定がない場合には、工事監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質、若しくは、工事監督員の承諾した品質をいう。 なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は受注者の負担とする。</p> <p>28. 以降 38. まで</p> <p>1-1-1-3 設計図書の照査等</p> <p>1. 受注者からの要求があり、工事監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。貸与した原図は受注者の責任で保管し、原図に損傷を与えた場合は復元の上、工事監督員が指示した期日までに返却すること。</p>	<p>または 努め 巻出し 避け 受け 空隙 練混ぜ より難しい より難しい</p> <p>1-1-1-2 用語の定義</p> <p>20. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。 (1) 緊急を要する場合はファクシミリ及びEメール等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。 (2) 電子納品を行う場合は、別途工事監督員と協議するものとする。</p> <p>21. 「<u>工事帳票</u>」とは、<u>施工計画書、工事施工協議簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事施工協議簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。</u></p> <p>22. から 27. へ</p> <p>28. 「同等以上の品質」とは、特記仕様書で指定する品質、または特記仕様書に指定がない場合には、工事監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質、若しくは、工事監督員の承諾した品質をいう。 なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は受注者の負担とする。</p> <p>29. から 39. へ</p> <p>1-1-1-3 設計図書の照査等</p> <p>1. 受注者からの要求があり、工事監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは<u>電子データを貸与することができる。貸与した原図若しくは電子データは受注者の責任で保管し、原図若しくは電子データに損傷を与えた場合は復元の上、工事監督員が指示した期日までに返却すること。</u></p>	<p>語句の統一</p> <p>諸基準類との統一</p> <p>項目の追加</p> <p>21以降の項目番号を変更</p> <p>28以降の項目番号を変更</p> <p>諸基準類との統一</p>

水産土木工事共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版	(新) 令和5年12月版改訂	摘要
1-第1編 共通編-9	<p>1-1-1-6 施工計画書</p> <p>2. この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、工事監督員が記載された事項以外の内容について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては、工事監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <p>(1) 工事概要 (2) 計画工程表 (3) 現場組織表(施工体系図を含む) (4) 指定機械</p> <p>(5) 主要資材 (6) 施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む) (7) 施工管理計画(工事監督員の立会、段階確認の内容及び時期、品質、出来形、写真管理等を含む) (8) 緊急時の体制及び対応 (9) 安全管理(安全訓練等の実施計画を含む) (10) 交通管理(資材等の過積載防止対策を含む) (11) 環境対策 (12) 現場作業環境の整備 (13) <u>建設副産物の適正処理計画</u> (14) <u>再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書</u> (15) 社内検査 (16) その他</p>	<p>1-1-1-6 施工計画書</p> <p>2. この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、工事監督員が記載された事項以外の内容について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては、工事監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <p>(1) 工事概要 (2) 計画工程表 (3) 現場組織表(施工体系図を含む) (4) 指定機械 (5) <u>主要船舶・機械</u> (6) 主要資材 (7) 施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む) (8) 施工管理計画(工事監督員の立会、段階確認の内容及び時期、品質、出来形、写真管理等を含む) (9) 安全管理(安全訓練等の実施計画を含む) (10) 緊急時の体制及び対応 (11) 交通管理(資材等の過積載防止対策を含む) (12) 環境対策 (13) 現場作業環境の整備 (14) <u>再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</u> (15) 社内検査 (16) <u>法定休日・所定休日(週休二日の導入)</u> (17) その他</p>	<p>諸基準類との統一</p> <p>項目追加と項目番号の変更 項目番号の変更</p> <p>項目の変更</p> <p>項目の追加</p>
1-第1編 共通編-10	<p>1-1-1-8 コリンズへの登録</p> <p>受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に、工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから工事監督員にメール送信し、工事監督員の確認(記名・押印)を受けた上、受注時は工期の始期後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日(以下閉庁日という。)を除き10日以内に、登録内容の変更(「工期」「技術者(現場代理人、主任技術者、監理技術者)」の変更)時は変更があった日から閉庁日を除き10日以内に、完成時は工事完成検査合格後、閉庁日を除き10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。</p> <p><u>「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に工事監督員にメール送信される。</u></p> <p><u>なお、変更時と工事完成時の間が10日間(閉庁日を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。</u></p> <p>また、本工事の完成後において訂正又は削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録期間に申請登録しなければならない。</p>	<p>1-1-1-8 コリンズへの登録</p> <p>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に、工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから工事監督員にメール送信し、工事監督員の確認を受けた上、受注時は工期の始期後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日(以下、閉庁日という。)を除き10日以内に、登録内容の変更(「工期」「技術者(現場代理人、主任技術者、監理技術者、<u>監理技術者補佐</u>)」等の変更)時は変更があった日から閉庁日を除き10日以内に、完成時は工事完成検査合格後、閉庁日を除き10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。</p> <p>また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に申請登録しなければならない。</p>	<p>諸基準類との統一</p> <p>監理技術者補佐の追加</p>

水産土木工事共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版	(新) 令和5年10月版改訂	摘要
1-第1編 共通編-12	<p>1-1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1. 受注者は、工事を施工するために締結した工事1件の請負代金が200万円以上となるときは、国土交通省令及び「<u>施工体制台帳の活用に関する取扱いについて</u>」(平成18年3月9日付け建情第1428号、最終改正：令和3年3月30日付け建情第1773号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。</p> <p>3. 第1項及び第2項に該当する受注者は、国土交通省令及び「<u>施工体制台帳の活用に関する取扱いについて</u>」(平成18年3月9日付け建情第1428号、最終改正：平成27年3月19日付け建管第2598号)に従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。</p>	<p>1-1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1. 受注者は、工事を施工するために締結した工事1件の請負代金が200万円以上となるときは、国土交通省令及び「<u>施工体制台帳の活用に関する取扱いについて</u>」(令和5年2月24日付け建管第1504号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。</p> <p>3. 第1項及び第2項に該当する受注者は、国土交通省令及び「<u>施工体制台帳の活用に関する取扱いについて</u>」(令和5年2月24日付け建管第1504号)に従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。</p>	諸法令の改定にともなう
1-第1編 共通編-14	<p>1-1-1-17 工事の一時中止</p> <p>2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し又は工事監督員の指示に従わない場合等、工事監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命ずることができる<u>ものとする</u>。</p>	<p>1-1-1-17 工事の一時中止</p> <p>2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し<u>または</u>工事監督員の指示に従わない場合等、工事監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部<u>または</u>一部の施工について一時中止を命ずることができる。</p>	表現の変更
1-第1編 共通編-14	<p>1-1-1-19 工期変更</p> <p>2. 受注者は、契約書第17条第5項に基づき工事内容の変更<u>又は</u>設計図書の変更が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員に提出する<u>ものとする</u>。</p> <p>3. 受注者は、契約書第19条に基づき工事内容の変更又は工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員に提出する<u>ものとする</u>。</p> <p>4. 受注者は、契約書第20条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員に提出する<u>ものとする</u>。</p> <p>5. 受注者は、契約書第21条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員に提出する<u>ものとする</u>。</p>	<p>1-1-1-19 工期変更</p> <p>2. 受注者は、契約書第17条第5項に基づき工事内容の変更<u>または</u>設計図書の変更が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員を<u>通じて</u>発注者に提出し<u>なければならない</u>。</p> <p>3. 受注者は、契約書第19条に基づき工事内容の変更<u>または</u>工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員を<u>通じて</u>発注者に提出し<u>なければならない</u>。</p> <p>4. 受注者は、契約書第20条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員を<u>通じて</u>発注者に提出し<u>なければならない</u>。</p> <p>5. 受注者は、契約書第21条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を工事監督員を<u>通じて</u>発注者に提出し<u>なければならない</u>。</p>	表現の変更 表現の変更 表現の変更

水産土木工事共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版	(新) 令和5年12月版改訂	摘要
1-第1編 共通編-17	<p>1-1-1-22 建設副産物</p> <p>7. 受注者は、建設リサイクル法に基づく特定建設資材(新材又は再生材)、土砂、碎石(新材又は再生材)、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システムにより「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、施工計画書に含め、工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>8. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊・建設発生木材(木材製品等)、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト(飛散型)等を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム*により、「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め、電子データとともに工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>9. 受注者は再生資源利用(促進)計画書を書面または映像(デジタルサイネージ)により<u>工事現場の見やすい場所</u>へ掲示するとともに、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。</p>	<p>1-1-1-22 建設副産物</p> <p>7. 受注者は、建設リサイクル法に基づく特定建設資材(新材または再生材)、土砂、碎石(新材または再生材)、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システムにより「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、<u>施工計画書にその写しを添付して</u>、工事監督員に提出し、提出時にその内容を説明しなければならない。</p> <p>8. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊・建設発生木材(木材製品等)、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト(飛散型)等を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム*により、「再生資源利用促進計画書」を作成し、<u>施工計画書にその写しを添付して</u>、電子データとともに工事監督員に提出し、提出時にその内容を説明しなければならない。</p> <p>9. 受注者は再生資源利用(促進)計画書を書面または映像(デジタルサイネージ)により<u>公衆が見やすい場所</u>へ掲示するとともに、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。</p>	表現の変更
1-第1編 共通編-18	<p>1-1-1-23 工事監督員による検査(確認を含む)及び立会い等</p> <p>6. 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。</p> <p>(1) 受注者は、表1-1に示す確認時期においては、段階確認を受けなければならない。また、契約図書において工事監督員の確認後施工するものと指定された事項においても同様とすること。</p> <p>(2) 受注者は、あらかじめ別に定める段階確認願により、工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、<u>確認した箇所に係る工事監督員の署名又は押印された書面</u>を保管し、検査時に提出しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、工事監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。</p>	<p>1-1-1-23 工事監督員による検査(確認を含む)及び立会い等</p> <p>6. 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。</p> <p>(1) 受注者は、表1-1に示す確認時期においては、段階確認を受けなければならない。また、契約図書において工事監督員の確認後施工するものと指定された事項においても同様とすること。</p> <p>(2) 受注者は、あらかじめ別に定める段階確認願により、工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、確認した箇所に係る工事監督員の<u>確認を受けた書面を保管し</u>、検査時に提出しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、工事監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供しなければならない。</p>	表現の変更
1-第1編 共通編-19	<p>1-1-1-25 工事完成検査</p> <p>2. 受注者は、工事完成通知書を工事監督員に提出する際には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなくてはならない。</p> <p>(1) 設計図書(追加、変更指示も含む。)に示される全ての工事が完成していること。</p> <p>(2) 契約書第16条第1項の規定に基づき、工事監督員の請求した改造が完了していること。</p> <p>(3) 設計図書により義務付けられた施工管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料の整備が全て完了していること。</p> <p>4. 検査員は、受注者の臨場の上、工事目的物を対象として 契約図書と対比し、北海道請負工事検査要領及び北海道水産林務部請負工事検査方法書(以下検査要領という。)に基づいて工事完成検査を行うものとする。</p>	<p>1-1-1-25 工事完成検査</p> <p>2. 受注者は、工事完成通知書を工事監督員を<u>通じて発注者</u>に提出する際には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなくてはならない。</p> <p>(1) 設計図書(追加、変更指示も含む。)に示される全ての工事が完成していること。</p> <p>(2) 契約書第16条第1項の規定に基づき、工事監督員の請求した改造が完了していること。</p> <p>(3) 設計図書により義務付けられた施工管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料の整備が全て完了していること。</p> <p>4. 検査員は、受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、北海道請負工事検査要領及び北海道建設部土木関係請負工事検査方法書(以下、検査要領等という。)に基づいて工事完成検査を行うものとする。</p>	表現の変更

水産土木工事共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版	(新) 令和5年12月版改訂	摘要
1-第1編 共通編-21		<p>1-1-1-31 週休二日の対応 <u>受注者は、可能な限り週休二日に取り組み、その実施内容を工事監督員に報告しなければならない。なお、週休二日は、月単位で4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日を確保し実施に努めなければならない。</u></p>	条文の追加
1-第1編 共通編-21	<p>1-1-1-31 使用人等の管理</p>	<p>1-1-1-32 使用人等の管理</p>	項目番号の変更
1-第1編 共通編-21	<p>1-1-1-32 工事中の安全確保 1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通省大臣官房技術審議官通達、令和4年2月)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月)、港湾工事安全施工指針((社)日本埋立浚渫協会)、潜水作業安全施工指針((社)日本潜水協会)、作業船団安全運行指針((社)日本海上起重技術協会)及びJIS A 8972(斜面・法面工用仮設設備)を参考にし、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p>	<p>1-1-1-33 工事中の安全確保 1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通省大臣官房技術審議官通達、令和5年3月)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月)、港湾工事安全施工指針((社)日本埋立浚渫協会)、潜水作業安全施工指針((社)日本潜水協会)、作業船団安全運行指針((社)日本海上起重技術協会)及びJIS A 8972(斜面・法面工用仮設設備)を参考にし、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p>	諸基準の改定に伴う変更
1-第1編 共通編-21	<p>1-1-1-33 爆発及び火災の防止</p>	<p>1-1-1-34 爆発及び火災の防止</p>	項目番号の変更
1-第1編 共通編-24	<p>1-1-1-34 跡片付け</p>	<p>1-1-1-35 跡片付け</p>	項目番号の変更
1-第1編 共通編-24	<p>1-1-1-35 事故報告</p>	<p>1-1-1-36 事故報告</p>	項目番号の変更
1-第1編 共通編-24	<p>1-1-1-36 環境対策 3. 受注者は、騒音、振動を防止することにより住民等の生活環境を保全する必要があると認められる区域で工事を実施する場合には、設計図書、関係法令及び対象工事区域における条例によるもののほか、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)の規定の適用を原則とする。</p>	<p>1-1-1-37 環境対策 3. 受注者は、騒音、振動を防止することにより住民等の生活環境を保全する必要があると認められる区域で工事を実施する場合には、設計図書、関係法令及び対象工事区域における条例によるもののほか、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)の規定の適用を原則とする。 <u>低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。</u></p>	項目番号の変更
1-第1編 共通編-24	<p>4. 受注者は、工事の施工に当たり建設機械を使用する場合は、以下の各号の規定によらなければならない。</p>	<p>4. 受注者は、工事の施工に当たり建設機械を使用する場合は、以下の各号の規定によらなければならない。</p>	諸基準類との統一

水産土木工事共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版	(新) 令和5年12月版改訂	摘要
1-第1編 共通編-24	<p>(1) 受注者は、工事の施工に当たり表1-3に示す建設機械を使用する場合は、表1-3の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月法律第41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施環第291号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号、最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号)」若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号、最終改正平成28年8月30日付け国総環リ第6号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下、「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは、建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができるものとする。</p>	<p>(1) 受注者は、工事の施工に当たり表1-3に示す建設機械を使用する場合は、表1-3の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正法律第41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施環第291号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号、最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号)」若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号、最終改正平成28年8月30日付け国総環リ第6号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを工事監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは、建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができるものとする。</p>	<p>諸基準類との統一</p>
1-第1編 共通編-27	<p>1-1-1-37 文化財の保護</p>	<p>1-1-1-38 文化財の保護</p>	<p>項目番号の変更</p>

水産土木工事共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版	(新) 令和5年12月版改訂	摘要
<p>1-第1編 共通編-27</p>	<p>1-1-1-38 安全管理</p> <p>1. 交通安全管理</p> <p>(1) 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書第27条によって処置するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和2年3月内閣府・国土交通省令第5号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知 昭和37年8月30日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について(道路局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月)に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、一般交通の用に供している路面を常に良好な状態に保つよう維持するものとし砂利道の場合の維持用砂利の粒径は40mm以下とする。</p> <p>(5) 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。</p> <p>(6) 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の新設、改良、維持、管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p> <p>(7) 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。</p> <p>(8) 受注者は、設計図書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する工事の受注者と綿密に打ち合わせ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。</p> <p>(9) 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により交通誘導員を配置しないで建設作業を中断するときには、一般の交通に使用される路面から全ての設備その他の障害物を撤去しなければならない。</p>	<p>1-1-1-39 交通安全管理</p> <p><u>1. 一般事項</u></p> <p>受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に<u>工事公害による損害</u>を与えないようにしなければならない。なお、第三者に<u>工事公害による損害</u>を及ぼした場合は、契約書第27条によって処置するものとする。</p> <p><u>2. 施工計画書</u></p> <p>受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の<u>維持管理</u>、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、<u>発注者が特に指示する場合を除き</u>、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p> <p><u>3. 輸送災害の防止</u></p> <p>受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。</p> <p><u>4. 交通安全等輸送計画</u></p> <p>受注者は、建設工事の施工に伴う土砂及び工事用資材等の運搬計画の立案に当たっては、適法な車両を使用することとし、事前に関係機関と打ち合わせの上、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。また、資材等の過積載での運行は、別途許可を受けた場合を除き、最大積載重量の超過による道路交通法違反、及び車両総重量の超過による道路法違反に該当し、安定性の低下等による交通事故の発生や、道路・橋梁等公共施設の損傷などを引き起こす可能性があるため、過積載防止対策を施工計画書へ記載しなければならない。</p> <p><u>5. 交通安全法令の遵守</u></p> <p>受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和<u>3年9月</u>内閣府・国土交通省令第4号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知 昭和37年8月30日)、道路工事現場における<u>標示施設等の設置基準の一部改正</u>について(道路局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月)に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。</p> <p><u>6. 工事用道路使用の責任</u></p> <p>発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。</p> <p><u>7. 工事用道路供用時の処置</u></p> <p>受注者は、<u>特記仕様書に他に受注者に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打ち合わせ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。</u></p> <p><u>8. 工事用道路の維持管理</u></p> <p>受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。</p>	<p>項目番号の変更</p> <p>諸基準類との統一 項目番号の変更</p>

水産土木工事共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版	(新) 令和5年12月版改訂	摘要
<p>1-第1編 共通編-28</p>	<p>(10) 受注者は、建設工事の施工に伴う土砂及び工所用資材等の運搬計画の立案に当たっては、適法な車両を使用することとし、事前に関係機関と打ち合わせの上、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>また、資材等の過積載での通行は別途許可を受けた場合を除き、最大積載重量の超過による道路交通法違反、及び車両総重量の超過による道路交通法違反に該当し、安定性の低下等による交通事故の発生や、道路・橋梁等公共施設の損傷などを引き起こす可能性があるため、過積載防止対策を施工計画書へ記載しなければならない。</p> <p>(11) 受注者は、運転者に対しては、安全運転講習会の開催等、安全運転意識の向上について十分留意するとともに下請負人の雇用する運転者に対しても、その浸透を図らなければならない。</p> <p>(12) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進するものとする。</p> <p>2. 交通規制等</p> <p>(1) 受注者は、道路の一部の車線又は4車線以上の道路においてその一部の車線通行の禁止をする場合は、禁止区間の延長は改良工事については、1区間の施工延長は、土砂、資材、器具等の置場を含めて、市街部では200m以内、郊外部では400m以内を標準とする。舗装工事に当たっては1日の工程の範囲とし、その他の工事については、これに準ずるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、2車線道路での片側通行禁止等の区間を設ける場合は、交通誘導警備員の配置、信号機の設置その他適当な方法により交通整理を行って、常に円滑な交通の確保に努めなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、通行禁止を行う場合は、原則としてまわり道を設けなければならない。なお、通行禁止区間であっても、区域内居住者のために必要と認められる交通は必ず確保するとともに火災、その他の急を要する事態の発生に対し速やかに対処できるよう措置しておかなければならない。</p> <p>(4) 交通規制の期間は必要最小限にとどめるよう努めなければならない。</p>	<p><u>9. 公衆交通の確保</u> 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により交通誘導員を配置しなくても建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなければならない。</p> <p><u>10. 水上輸送</u> 工事の性質上、受注者が水上輸送によることを必要とする場合には本状の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。</p> <p><u>11. 作業区域の標示等</u> 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳(ふくそう)している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。</p> <p><u>12. 水中落下支障物の処置</u> 受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とし、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちに取除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び工事監督員へ連絡しなければならない。</p> <p><u>13. 作業船舶機械故障時の処理</u> 受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び工事監督員へ連絡しなければならない。</p> <p><u>14. 通行許可</u> 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和3年7月改正 政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和4年1月改正政令第16号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和4年4月改正法律第32号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p><u>15. 不法無線局対策及び無線局の運用違反</u></p> <p><u>16. 交通規制等</u></p>	<p>諸基準類との統一 項目番号の変更</p>

水産土木工事共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版	(新) 令和5年12月版改訂	摘要
1-第1編 共通編-30	<p>3. 交通誘導警備員の資格</p> <p>受注者は、市街地（人口集中地区及び準人口集中地区）及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に係る工事現場において、交通誘導警備員を配置する場合は、以下の各号の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 交通誘導警備業務を行う場所ごとに、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を1名以上配置しなければならない。</p> <p>(2) 検定合格警備員であることを確認できる資料として、交通誘導警備業務に係る一級又は二級検定合格証明書の写しを施工計画書に含めて工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>(3) 公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に係る工事現場において、やむを得ない理由により検定合格警備員を配置できない場合は、その理由書を工事監督員に提出し、協議しなければならない。</p> <p>5. 児童の安全対策</p> <p>(1) 受注者は、工事現場付近に児童に関する施設があつて児童がしばしば工事現場を通行する場合には、教育機関（小学校、幼稚園、保育所等）に依頼して、児童に注意を喚起しなければならない。</p> <p>(2) 床掘部等は、原則として滞水の状態にしてはならない。床掘部等が滞水の状態になった場合は、速やかに安全対策の処置を行わなければならない。児童の通行する場合での床掘部等の危険箇所については、必要に応じ覆工板、網又は柵を設置するなどして事故防止に努めること。</p> <p>6. 老人又は身体障害者対策</p> <p>受注者は、老人又は身体障害者などがしばしば通行する場合には、通行に支障のない通路を確保しなければならない。</p> <p>7. 不法無線局対策及び無線局の運用違反</p> <p>受注者は、電波法令を遵守し、不法無線局（無免許、外国規格の無線機の使用など）の開設及び無線局の運用違反（アマチュア無線局を使用した業務連絡など）を行ってはならない。</p> <p>る海域、港湾及び漁港周辺での海上交通の安全には十分注意し、工事着手前に関係漁業協同組合、関係官公署等との協議を行うこと。</p>	<p><u>17.</u> 交通誘導警備員の資格</p> <p>受注者は、市街地（人口集中地区（<u>DID地区</u>）及び<u>これに準じる地区</u>）及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に係る工事現場において、交通誘導警備員を配置する場合は、以下の各号の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 交通誘導警備業務を行う場所ごとに、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員<u>または</u>二級検定合格警備員を1名以上配置しなければならない。</p> <p>(2) 検定合格警備員であることを確認できる資料として、交通誘導警備業務に係る一級<u>または</u>二級検定合格証明書の写しを施工計画書に含めて工事監督員に提出しなければならない。</p> <p><u>やむを得ない理由により検定合格者を含む交通誘導警備員を配置できない場合は、その理由書と交通処理計画を工事監督員に提出し、対応を協議しなければならない。</u></p> <p><u>18.</u> 児童の安全対策</p> <p><u>19.</u> <u>老人</u>または身体障害者対策</p>	<p>諸基準類との統一項目番号の変更</p>

水産土木工事共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版	(新) 令和5年12月版改訂	摘要
1-第1編 共通編-31		<p>1-1-1-40 施設管理 <u>受注者は、工事現場における公物(各種公益企業施設を含む。)または部分使用施設(契約書第32条の適用部分)について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以つても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について工事監督員と協議できる。なお、当該協議事項は、契約書第8条の規定に基づき処理させるものとする。</u></p>	適用すべき諸基準の追加
1-第1編 共通編-31	<p>1-1-1-39 諸法令の遵守 1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地方自治法 (令和3年6月改正 法律第54号) (8) 雇用保険法 (令和3年6月改正 法律第58号) (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和2年3月改正 法律第14号) (15) 道路交通法 (令和2年6月改正 法律第52号) (17) 道路運送車両法 (令和3年5月改正 法律第37号) (22) 港湾法 (令和2年6月改正 法律第49号) (24) 水路業務法 (平成30年12月改正 法律第95号) (26) 下水道法 (令和3年5月改正 法律第31号) (27) 航空法 (令和3年6月改正 法律第65号) (41) 電気事業法 (令和2年6月改正 法律第41号) (44) 建築基準法 (令和3年5月改正 法律第44号) (63) 空港法 (令和元年5月改正 法律第1号) (67) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号) (69) 職業安定法 (令和元年6月改正 法律第37号) (70) 所得税法 (令和3年5月改正 法律第37号) (74) 電波法 (令和3年3月改正 法律第19号) (75) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和2年6月改正 法律第42号) (76) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和3年6月改正 法律第58号) (84) 都市計画法 (令和3年5月改正 法律第31号) (86) 民法 (令和3年5月改正 法律第37号) (87) 地方税法 (令和3年4月改正 法律第1号) (88) 電気通信事業法 (令和3年6月改正 法律第75号) <p>2. 受注者は、諸法令に違反した場合発生することが予想される責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。</p> <p>3. 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には、<u>直ちに工事監督員に報告し、確認を求めなければならない。</u></p>	<p>1-1-1-41 諸法令の遵守 1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地方自治法 (令和4年12月改正 法律第101号) (8) 雇用保険法 (令和4年3月改正 法律第12号) (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和4年3月改正 法律第12号) (15) 道路交通法 (令和4年4月改正 法律第32号) (17) 道路運送車両法 (令和4年3月改正 法律第4号) (22) 港湾法 (令和4年3月改正 法律第7号) (24) 水路業務法 (令和4年6月改正 法律第68号) (26) 下水道法 (令和4年5月改正 法律第44号) (27) 航空法 (令和4年6月改正 法律第62号) (41) 電気事業法 (令和4年6月改正 法律第74号) (44) 建築基準法 (令和4年5月改正 法律第55号) (62) 空港法 (令和4年6月改正 法律第62号) (66) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (令和4年5月改正 法律第46号) (68) 職業安定法 (令和4年3月改正 法律第12号) (69) 所得税法 (令和4年6月改正 法律第71号) (73) 電波法 (令和4年6月改正 法律第70号) (74) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和4年4月改正 法律第32号) (75) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和4年3月改正 法律第12号) (81) 個人情報の保護に関する法律 (令和4年5月改正 法律第54号) (83) 都市計画法 (令和4年11月改正 法律第87号) (84) 土地収用法 (令和3年6月改正 法律第63号) (85) 民法 (令和4年12月改正 法律第102号) (86) 地方税法 (令和5年3月改正 法律第1号) (87) 電気通信事業法 (令和4年6月改正 法律第70号) <p>2. 受注者は、<u>諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。</u></p> <p>3. 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には、<u>速やかに工事監督員と協議しなければならない。</u></p>	<p>項目番号の変更 諸法令の改定に伴う変更</p> <p>諸基準類との統一 表現の変更</p>

水産土木工事共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版	(新) 令和5年12月版改訂	摘要
1-第1編 共通編-34	<p>1-1-1-40 官公庁等への手続き等</p> <p>1-1-1-41 施工時期及び施工時間の変更</p>	<p>1-1-1-42 官公庁等への手続き等</p> <p>1-1-1-43 施工時期及び施工時間の変更</p>	項目番号の変更
1-第1編 共通編-35	<p>1-1-1-42 工事測量</p> <p>9. 浮標の設置位置出しは、トランシット、電波測距離、GNSS及びD-GNSS等により正確に測量するものとする。</p> <p>なお、使用機器については、工事監督員の承諾を得るものとする。</p> <p><u>1.0. 測量方法、計算等は、北海道公共測量作業規定(平成20年10月北海道)に準拠し行うものとする。</u></p> <p><u>1.1. 本条で規定する事項については、受注者の責任と費用負担において行わなければならない。</u></p>	<p>1-1-1-44 工事測量</p> <p>9. 浮標の設置位置出しは、トランシット、電波測距離、GNSS及びD-GNSS等により正確に測量するものとする。</p> <p>なお、使用機器については、工事監督員の承諾を得るものとする。</p> <p><u>1.0. 本条で規定する事項については、受注者の責任と費用負担において行わなければならない。</u></p>	<p>手続きの変更 諸基準類との統一</p> <p>項目の削除</p> <p>項目番号の変更</p>
1-第1編 共通編-35	<p>1-1-1-43 提出書類</p> <p>2. 受注者は、施工管理(出来形管理、品質管理)の結果を、北海道水産林務部水産土木工事共通仕様書Ⅲ 付表 3. 管理データ様式に示す様式を用いて提出しなければならない。なお、この様式に代えて、受注者・製造会社等が独自に作成した様式や土木学会等制定の一般市販品の様式を用いることも可能であるが、この場合、北海道水産林務部水産土木工事共通仕様書Ⅱ 水産土木工事施工管理基準 に示す必要なデータが記録可能であることを受注者自らが確認するものとする。また、北海道水産林務部水産土木工事共通仕様書Ⅲ 付表 3. 管理データ様式に示されていない場合についても、同様とする。</p>	<p>1-1-1-45 提出書類</p> <p>2. 受注者は、施工管理(出来形管理、品質管理)の結果を、北海道水産林務部水産土木工事共通仕様書Ⅲ 付表 6. 管理データ様式に示す様式を用いて提出しなければならない。なお、この様式に代えて、受注者・製造会社等が独自に作成した様式や土木学会等制定の一般市販品の様式を用いることも可能であるが、この場合、北海道水産林務部水産土木工事共通仕様書Ⅱ 水産土木工事施工管理基準 に示す必要なデータが記録可能であることを受注者自らが確認するものとする。また、北海道水産林務部水産土木工事共通仕様書Ⅲ 付表 6. 管理データ様式により難しい場合についても、同様とする。</p>	誤植修正 表現の変更
1-第1編 共通編-36	<p>1-1-1-44 天災及びその他不可抗力による損害</p> <p>2. 契約書第28条第4項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づく損害」とは、1-1-1-32 工事中の安全確保 及び契約書第25条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。</p>	<p>1-1-1-46 天災及びその他不可抗力による損害</p> <p>2. 契約書第28条第4項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づく損害」とは、1-1-1-33 工事中の安全確保 及び契約書第25条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。</p>	項目番号の変更
1-第1編 共通編-36	<p>1-1-1-45 特許権等</p> <p>1-1-1-46 保険の付保及び事故の補償</p> <p>1-1-1-47 法定外の労務保険の付保</p> <p>1-1-1-48 社内検査</p> <p>1-1-1-49 道産品の使用</p> <p>1-1-1-50 環境物品等の使用</p> <p>1-1-1-51 季節労働者等の雇用</p> <p>1-1-1-52 技能士の活用</p> <p>1-1-1-53 起終点杭又は竣功杭の設置</p>	<p>1-1-1-47 特許権等</p> <p>1-1-1-48 保険の付保及び事故の補償</p> <p>1-1-1-49 法定外の労務保険の付保</p> <p>1-1-1-50 社内検査</p> <p>1-1-1-51 道産品の使用</p> <p>1-1-1-52 環境物品等の使用</p> <p>1-1-1-53 季節労働者等の雇用</p> <p>1-1-1-54 技能士の活用</p> <p>1-1-1-55 起終点杭または竣功杭の設置</p>	項目番号の変更

水産土木工事共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版	(新) 令和5年12月版改訂	摘要
1-第1編 共通編-40	<p>1-1-1-<u>54</u> 工事特性・創意工夫・社会性等</p> <p>1-1-1-<u>55</u> 特定外来生物(植物)について</p> <p>1-1-1-<u>56</u> 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応</p> <p>1-1-1-<u>57</u> 北海道胆振東部地震による倒木等の利用促進</p> <p>1-1-1-<u>58</u> 施工環境監理者</p>	<p>1-1-1-<u>56</u> 工事特性・創意工夫・社会性等</p> <p>1-1-1-<u>57</u> 特定外来生物(植物)について</p> <p>1-1-1-<u>58</u> 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応</p> <p>1-1-1-<u>59</u> 北海道胆振東部地震による倒木等の利用促進</p> <p>1-1-1-<u>60</u> 施工環境監理者</p>	項目番号の変更

水産土木工事共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版	(新) 令和5年12月版改訂	摘要
1-第1編 共通編-44		<p>1-1-61 週休2日の取得に関する試行について</p> <p>1 本試行は休日を確保できる環境整備を推進するため、週休2日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて労務費、機械経費(賃料)、間接工事費及び市場単価の補正を行うものである。</p> <p>2 受注者は、週休2日の計画行程表を施工計画書に添付して、工事監督員と協議を行い、協議の整った計画行程表により週休2日による施工を行うものとする。</p> <p>3 本試行における「週休2日」とは、対象期間において、土日・祝日などの休日取得を基本に4週8休以上の現場閉所を行うことをいう。</p> <p>対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。工事着手日とは、実際の工事のための現場における準備作業(現場事務所等設置や測量等)に着手する日をいう。工事完成日とは、後片付け作業(出来形測量や現場事務所、保安施設等の撤去等)が全て終了した日をいう。なお、年末年始6日間(12/29, 30, 31, 1/1, 2, 3)及び夏期休暇3日間(8/13, 14, 15)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は対象期間に含まない。</p> <p>4 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状況をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。</p> <p>5 週休2日(4週8休以上)とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。</p> <p>6 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。</p> <p>7 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。</p> <p>1) 受注者は、工事完成日(後片付け作業が全て終了した日)以降に、工事施工協議簿に、週休2日の確認資料(休日等取得実績調書)を添付し、工事監督員に提出する。</p> <p>2) 工事監督員は、関係書類(建設業退職金共済手帳、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等)により週休2日の取組を確認し、現場閉所率を算出する。</p> <p>8 施工中の週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。</p> <p>9 週休2日による施工が4週8休に満たない取組となる場合は、労務費は、現場の閉所状況に応じた補正係数を乗ずる設計変更を行う。</p> <p>また、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率及び市場単価(4週8休以上達成のみ補正)は、当初計上した補正を減ずる設計変更を行う。</p> <p>1) 現場の閉所状況</p> <p>① 4週8休以上 現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上の場合</p> <p>② 4週7休以上4週8休未満 現場閉所率が25.0%(7日/28日)以上28.5%未満の場合</p> <p>③ 4週6休以上4週7休未満 現場閉所率が21.4%(6日/28日)以上25.0%未満の場合</p> <p>2) 補正方法</p> <p>当初予定価格から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率及び市場単価に乘じ、現場閉所率の達成状況を確認した結果、4週8休に満たない場合は、労務費は履行状況に応じた補正係数を乗ずる。</p> <p>また、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率及び市場単価(4週8休以上達成のみ補正)は、当初計上した補正を減ずる。</p> <p>なお、4週6休に満たないものについては、補正の対象としない。</p> <p>10 「週休2日モデル工事」について、受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。</p> <p>参考 HP https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/03kanrig/129220.html</p>	特記仕様書より移行

水産土木工事共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版	(新) 令和5年12月版改訂	摘要
1-第1編 共通編-45		<p>1-1-1-62 熱中症対策に関する試行について</p> <p>1. 本試行は、本試行は夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費について現場管理費率を補正し設計変更を行うものである。</p> <p>2. 用語の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>1) 真夏日 日最高気温が30℃以上となる日をいう。</p> <p>2) 工期 通常積算により算出した工期をいう(余裕ある工期期間を除く)。 なお、工期に年末年始を含む工事では年末年始休暇分(12月29日～1月3日)として6日間、8月を含む工事では夏季休暇分として土日祝祭日を除く3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</p> <p>3) 真夏日率 以下の式により算出された率をいう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$ </div> <p>なお、工期期間中の真夏日には、作業をしていない日(土日祝日や休業日)を含むものとする。</p> <p>3. 入札後に受発注者間で協議の上で、補正の適用を行うかどうか決定する。</p> <p>4. 補正の適用を行う場合、受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、工事監督員へ提出する。</p> <p>5. 気温の計測方法については、施行現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WGBT)を用いることを標準とする。 ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。</p> <p>6. 受注者は、工事監督員へ計測結果の資料を提出すること(概ね工事完了日の20日前まで)。</p> <p>7. 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料をもとに工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{補正率(\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^*$ </div> <p style="text-align: right;">※補正係数：1.2</p> <p>なお、計測期間については、受発注者間で協議の上で決めることとする。</p>	特記仕様書より移行

水産土木工事共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版	(新) 令和5年12月版改訂	摘要
1-第1編 共通編-46		<p>1-1-1-63 快適トイレの導入に関する試行について</p> <p>1. 本試行は男女とも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、工事監督員と協議し、設計変更においてその整備に必要な費用を計上を行うものである。</p> <p>2. 受注者は、現場に以下の①～⑪の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。⑫～⑱については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める機能】</p> <p>① 洋式便座 ② 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付き含む) ③ 臭い逆流防止機能(フラッパー機能) ④ 容易に開かない施錠機能(二重ロック等) ⑤ 照明設備(電源がなくても良いもの) ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上)</p> <p>【付属品として備えるもの】</p> <p>⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ⑧ 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等) ⑨ サニタリーボックス(女性専用トイレに必ず設置) ⑩ 鏡付きの洗面台 ⑪ 便座除菌シート等の衛生用品</p> <p>【推奨する仕様、付属品】</p> <p>⑫ 室内寸法 900×900mm 以上(半畳程度以上) ⑬ 擬音装置(機能を含む) ⑭ 着替え台 ⑮ フラッパー機能の多重化 ⑯ 窓など室内温度の調整が可能な設備 ⑰ 小物置き場(トイレトペーパー予備置き場等) ⑱ 付属品等の木質化</p> <p>3. 快適トイレに要する費用</p> <p>① 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。</p> <p>② 契約後、快適トイレ設置の実施を希望する場合、施工計画書提出時に工事施工協議簿により協議を行い、規格・数量・設置時期等を施工計画書に記載し工事監督員に提出すること。</p> <p>③ 快適トイレを設置した場合、証明書類(支払い書類等)の写し及び設置状況が確認できる書類(写真等)を工事完成前日の20日程度前までに工事監督員に提出すること。</p> <p>④ 費用については、51,000円/基・月を上限に「積算上の差額^{*1}」を共通仮設費(営繕費)として設計変更で計上する。 男女別で1基ずつ計2基まで計上できるものとする。(102,000円/2基・月が上限)※1:「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000円(従来品)を減じた額</p> <p>⑤ ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合は、男女別の入口になっている場合に限る。1ハウスで102,000円/基・月を上限として計上可能とする。</p> <p>⑥ 運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事(施工箇所)より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。</p> <p>参考 HP https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/03kanrig/129356.html</p>	特記仕様書より移行

水産土木工事共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版	(新) 令和5年10月版改訂	摘要
1-第1編 共通編-47		<p>1-1-1-64 遠隔地からの建設資材等の調達に係る設計変更について(試行)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建設資材等の安定的な確保を図るために当初想定していた調達箇所以外から調達せざるを得ない場合には、事前に工事監督員と協議する。 その場合、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際取引伝票等)を工事監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 2 受注者の責めに帰すべき理由による増加費用については、設計変更の対象としない。 3 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。 <p>参考 HP https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/03kanrig/105233.html</p>	特記仕様書より移行

水産土木工事共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版	(新) 令和5年12月版改訂	摘要
1-第1編 共通編-47		<p>1-1-1-65 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について(試行)</p> <p>1 本試行は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、北海道水産林務部制定の「水産基盤整備事業(漁場)設計積算基準」(以下「積算基準」という)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更を行うものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。) ・労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 <p>2 発注者は、契約締結後、予定価格に対する実績変更対象費の割合を受注者に提示するものとする。</p> <p>3 受注者は、工事着手前までに、実績変更対象費の割合を参考にして、実績変更対象費に係る費用の内訳を記した「実績変更対象費に関する実施計画書(様式1)」(以下「様式1」という。)を作成し、工事監督員に提出するものとする。</p> <p>ただし、当初より実績変更対象費の支出実績を踏まえての設計変更を希望しない場合には様式1の提出は必要ないものとする。その場合、その後実績変更対象費の支出実績を踏まえての設計変更は行わない。</p> <p>4 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合、受注者は、「実績変更対象費に関する変更実施計画書(様式2)」(以下「様式2」という。)及び実績変更対象費として実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する金額計算書など)を工事監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>5 受注者の責による工事工程の遅れ等、受注者の責に帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。</p> <p>6 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は積算基準に基づく算出額から様式1に記載された共通仮設費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。</p> <p>また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から様式1に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、様式2及び証明書類において確認された費用を加算して算出する。</p> <p>7 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>8 疑義が生じた場合は、工事監督員と協議するものとする。</p> <p>参考HP https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/03kanrig/105240.html</p>	特記仕様書より移行

水産土木工事共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版	(新) 令和5年12月版改訂	摘要
1-第1編 共通編-48		<p>1-1-1-66 北海道インフラゼロカーボン試行工事について</p> <p>1. 試行の実施について 本試行は、「ゼロカーボン北海道」の実現のため、建設業におけるカーボンニュートラルの意識醸成を図ることを目的とする。</p> <p>2. 試行の内容について 工事契約後、受注者は、当該工事において、カーボンニュートラルに資する取組を提案・協議し取組を実施することができる。 実施要領及び計画書様式については、北海道水産林務部総務課ホームページで確認すること。 URL http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/03kanrig/kanri_group.html</p> <p>3. 試行の実施について 受注者が本取組を実施する場合は、 (1) 計画書を作成し、この計画書を工事施工協議簿に添付し、工事監督員と協議する。 【注意】計画書は、電子データで提出すること。 (2) 工事監督員(主任監督員)は、①の協議があった場合には、評価できる提案内容であるか確認し受注者に回答する。評価できない提案内容があった場合、受注者は提案を再協議できる。 (3) 受注者は、前項で提案・協議した内容に取り組みとともに、実施状況がわかる写真を撮影する。 (4) 受注者は、工事完成に先立ち、工事監督員(主任監督員)に「実施状況報告書」を提出する。「実施状況報告書」には、③で撮影した写真を添付する。 (5) 工事監督員(主任監督員)は、「実施状況報告書」により、②提案・協議された内容が適切に実施されていることが確認できた場合には、工事施行成績評定の「6社会性等」の該当評価項目を加点評価する。(ただし、工事施行成績評定を行わない場合を除く。) もし、適切に実施されていない場合や「実施状況報告書」の提出がない場合等により実施状況が確認できない場合、又は、②の提案・協議がない場合には、加点評価は行わない。</p> <p>4. 試行の費用について 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。</p>	特記仕様書より移行

水産土木工事共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版	(新) 令和5年12月版改訂	摘要
1-第1編 共通編-64	<p>第2章 材料 第5節 骨 材 1-2-5-1 一般事項</p> <p>1. 道路用碎石及びコンクリート用骨材等は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>(1) JIS A 5001 (道路用碎石) (2) JIS A 5005 (コンクリート用碎石及び砕砂) (3) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) (4) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) (5) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) (6) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) (7) JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ) (8) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H) (9) JIS A 5308 (レディーミクスコンクリート付属書A:</p>	<p>第2章 材料 第5節 骨 材 1-2-5-1 一般事項</p> <p>1. 道路用碎石及びコンクリート用骨材等は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>(1) JIS A 5001 (道路用碎石) (2) JIS A 5005 (コンクリート用碎石及び砕砂) (3) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) (4) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) (5) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) (6) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) (7) <u>JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部:石炭ガス化スラグ骨材)</u> (8) JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ) (9) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H) (10) JIS A 5308 (レディーミクスコンクリート付属書A: レディーミクスコンクリート用骨材)</p>	追加 項目番号の変更
1-第1編 共通編-74	<p>第8節 セメント及び混和材料 1-2-8-3 混和材料</p> <p>5. 急結剤は、「コンクリート標準示方書(基準編) JSCE-D 102-2013吹付コンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、平成30年10月)の規格に適合するものとする。</p>	<p>第8節 セメント及び混和材料 1-2-8-3 混和材料</p> <p>5. 急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編) <u>[2018年制定]</u> JSC E-D 102-2018吹付コンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、<u>2018年10月</u>)の規格に適合するものとする。</p>	諸基準類の改定に伴う変更
1-第1編 共通編-93	<p>第3章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準 1-3-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>(2) 環境省 水質汚濁に係わる環境基準 <u>(平成31年3月)</u> (13) 土木学会 コンクリート標準示方書[規準編] <u>(平成30年10月)</u></p>	<p>第3章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準 1-3-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>(2) 環境省 水質汚濁に係わる環境基準 <u>(環境省告示第62号) (令和3年10月)</u> (13) 土木学会 コンクリート標準示方書 <u>(規準編) [2018年制定] (令和2年10月)</u></p>	諸基準類の改定に伴う変更
1-第1編 共通編-99	<p>第6節 仮設工 1-3-6-1 一般事項</p> <p>1. 本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋工、路面覆工、土留・仮締切工、水替工、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、共同溝仮設備工、防塵対策工、汚濁防止工、除雪工、雪寒施設工、<u>足場工</u>その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	<p>第6節 仮設工 1-3-6-1 一般事項</p> <p>1. 本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮棧橋工、路面覆工、土留・仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工(壁式)、地中連続壁工(柱列式)、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、用水設備工、コンクリート製造設備工、橋梁足場等設備工、トンネル仮設備工、シェッド仮設備工、共同溝仮設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、<u>法面吹付工、足場工</u>、その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	諸基準類の改定に伴う変更

水産土木工事共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版	(新) 令和5年12月版改訂	摘要
1-第1編 共通編-119	<p>第5章 無筋、鉄筋コンクリート 第2節 適用すべき諸基準 1-5-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) (平成30年3月) (2) 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成30年3月) (3) 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 (平成24年6月) (5) 土木学会 鉄筋定着・継手指針 (令和2年3月)</p>	<p>第5章 無筋、鉄筋コンクリート 第2節 適用すべき諸基準 1-5-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) <u>[2017年制定]</u> (平成30年3月) (2) 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) <u>[2017年制定]</u> (平成30年3月) (3) 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 <u>[2012年版]</u> (平成24年6月) (5) 土木学会 鉄筋定着・継手指針 <u>[2020年制定]</u> (令和2年3月)</p>	<p>諸基準類の改定に伴う変更</p>

水産土木工事共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版	(新) 令和5年12月版改訂	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
1-第1編 共通編-121	<p data-bbox="617 331 1056 359">表5-1 コンクリートの標準配合条件</p> <table border="1" data-bbox="284 401 1329 1493"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>設計基準強度 N/mm²</th> <th>スランプ cm</th> <th>空気量 %</th> <th>最大水セメント比 %</th> <th>粗骨材最大寸法 mm</th> <th>最少単位セメント量 kg/m³</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>C-1</td><td>-</td><td>8.0</td><td>4.5</td><td>-</td><td>20又は25</td><td>-</td></tr> <tr><td>C-1P</td><td>-</td><td>8.0</td><td>4.5</td><td>-</td><td>20又は25</td><td>270</td></tr> <tr><td>C-4</td><td>18</td><td>5.0</td><td>4.5</td><td>55</td><td>40</td><td>-</td></tr> <tr><td>C-4P</td><td>18</td><td>8.0</td><td>4.5</td><td>55</td><td>40</td><td>270</td></tr> <tr><td>C-5S</td><td>18</td><td>5.0</td><td>5.5</td><td>50</td><td>40</td><td>-</td></tr> <tr><td>C-5PS</td><td>18</td><td>8.0</td><td>5.5</td><td>50</td><td>40</td><td>270</td></tr> <tr><td>C-6-1</td><td>21</td><td>5.0</td><td>5.5</td><td>50</td><td>40</td><td>-</td></tr> <tr><td>C-7</td><td>$\sigma_{ck}=4.5$</td><td>2.5</td><td>4.5</td><td>45</td><td>40</td><td>280</td></tr> <tr><td>C-7S</td><td>$\sigma_{ck}=4.5$</td><td>2.5</td><td>5.5</td><td>45</td><td>40</td><td>300</td></tr> <tr><td>C-8</td><td>$\sigma_{ck}=5.0$</td><td>2.5</td><td>4.5</td><td>45</td><td>40</td><td>-</td></tr> <tr><td>C-9</td><td>-</td><td>15.0</td><td>4.5or4.0^{*1}</td><td>50</td><td>40</td><td>370</td></tr> <tr><td>C-9S</td><td>18</td><td>15.0~18.0</td><td>5.5</td><td>50</td><td>40</td><td>340</td></tr> <tr><td>C-10</td><td>18</td><td>8.0</td><td>5.0</td><td>55</td><td>20又は25</td><td>-</td></tr> <tr><td>C-11</td><td>18</td><td>5.0</td><td>4.5</td><td>60</td><td>40</td><td>-</td></tr> <tr><td>RC-1</td><td>21</td><td>12.0</td><td>4.5</td><td>55</td><td>40</td><td>280</td></tr> <tr><td>RC-1S(b)(c)</td><td>21</td><td>12.0</td><td>5.5</td><td>45</td><td>40</td><td>300</td></tr> <tr><td>RC-1S(a)</td><td>21</td><td>12.0</td><td>4.5</td><td>50</td><td>40</td><td>280</td></tr> <tr><td>RC-2-1</td><td>24</td><td>12.0</td><td>4.5</td><td>55</td><td>40</td><td>280</td></tr> <tr><td>RC-2-1S(b)(c)</td><td>24</td><td>12.0</td><td>5.5</td><td>45</td><td>40</td><td>300</td></tr> <tr><td>RC-2-1S(a)</td><td>24</td><td>12.0</td><td>4.5</td><td>50</td><td>40</td><td>280</td></tr> <tr><td>RC-4</td><td>24</td><td>12.0</td><td>5.0</td><td>55</td><td>20又は25</td><td>280</td></tr> <tr><td>RC-4S(b)(c)</td><td>24</td><td>12.0</td><td>6.0</td><td>45</td><td>20又は25</td><td>330</td></tr> <tr><td>RC-5</td><td>30</td><td>12.0</td><td>5.0</td><td>55</td><td>20又は25</td><td>280</td></tr> <tr><td>RC-5S(b)(c)</td><td>30</td><td>12.0</td><td>6.0</td><td>45</td><td>20又は25</td><td>330</td></tr> <tr><td>RC-6S(1)</td><td>24</td><td>12.0</td><td>4.5</td><td>50</td><td>40</td><td>280</td></tr> <tr><td>RC-6S(2)</td><td>30</td><td>12.0</td><td>5.5</td><td>50</td><td>40</td><td>300</td></tr> </tbody> </table>	記号	設計基準強度 N/mm ²	スランプ cm	空気量 %	最大水セメント比 %	粗骨材最大寸法 mm	最少単位セメント量 kg/m ³	C-1	-	8.0	4.5	-	20又は25	-	C-1P	-	8.0	4.5	-	20又は25	270	C-4	18	5.0	4.5	55	40	-	C-4P	18	8.0	4.5	55	40	270	C-5S	18	5.0	5.5	50	40	-	C-5PS	18	8.0	5.5	50	40	270	C-6-1	21	5.0	5.5	50	40	-	C-7	$\sigma_{ck}=4.5$	2.5	4.5	45	40	280	C-7S	$\sigma_{ck}=4.5$	2.5	5.5	45	40	300	C-8	$\sigma_{ck}=5.0$	2.5	4.5	45	40	-	C-9	-	15.0	4.5or4.0 ^{*1}	50	40	370	C-9S	18	15.0~18.0	5.5	50	40	340	C-10	18	8.0	5.0	55	20又は25	-	C-11	18	5.0	4.5	60	40	-	RC-1	21	12.0	4.5	55	40	280	RC-1S(b)(c)	21	12.0	5.5	45	40	300	RC-1S(a)	21	12.0	4.5	50	40	280	RC-2-1	24	12.0	4.5	55	40	280	RC-2-1S(b)(c)	24	12.0	5.5	45	40	300	RC-2-1S(a)	24	12.0	4.5	50	40	280	RC-4	24	12.0	5.0	55	20又は25	280	RC-4S(b)(c)	24	12.0	6.0	45	20又は25	330	RC-5	30	12.0	5.0	55	20又は25	280	RC-5S(b)(c)	30	12.0	6.0	45	20又は25	330	RC-6S(1)	24	12.0	4.5	50	40	280	RC-6S(2)	30	12.0	5.5	50	40	300	<p data-bbox="1804 331 2243 359">表5-1 コンクリートの標準配合条件</p> <table border="1" data-bbox="1448 401 2493 1755"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>設計基準強度 N/mm²</th> <th>スランプ cm</th> <th>空気量 %</th> <th>最大水セメント比 %</th> <th>粗骨材最大寸法 mm</th> <th>最少単位セメント量 kg/m³</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>C-1</td><td>-</td><td>8.0</td><td>4.5</td><td>-</td><td>20または25</td><td>-</td></tr> <tr><td>C-1P</td><td>-</td><td>8.0</td><td>4.5</td><td>-</td><td>20または25</td><td>270</td></tr> <tr><td>C-4</td><td>18</td><td>5.0</td><td>4.5</td><td>55</td><td>40</td><td>-</td></tr> <tr><td>C-4P</td><td>18</td><td>8.0</td><td>4.5</td><td>55</td><td>40</td><td>270</td></tr> <tr><td>C-5S</td><td>18</td><td>5.0</td><td>5.5</td><td>50</td><td>40</td><td>-</td></tr> <tr><td>C-5PS</td><td>18</td><td>8.0</td><td>5.5</td><td>50</td><td>40</td><td>270</td></tr> <tr><td>C-6-1</td><td>21</td><td>5.0</td><td>5.5</td><td>50</td><td>40</td><td>-</td></tr> <tr><td>C-6-1P</td><td>21</td><td>8.0</td><td>5.5</td><td>50</td><td>40</td><td>270</td></tr> <tr><td>C-7</td><td>$\sigma_{ck}=4.5$</td><td>2.5</td><td>4.5</td><td>45</td><td>40</td><td>280</td></tr> <tr><td>C-7-1</td><td>$\sigma_{ck}=4.5$</td><td>6.5</td><td>4.5</td><td>45</td><td>40</td><td>280</td></tr> <tr><td>C-7S</td><td>$\sigma_{ck}=4.5$</td><td>2.5</td><td>5.5</td><td>45</td><td>40</td><td>300</td></tr> <tr><td>C-8</td><td>$\sigma_{ck}=5.0$</td><td>2.5</td><td>4.5</td><td>45</td><td>40</td><td>-</td></tr> <tr><td>C-9</td><td>-</td><td>15.0</td><td>4.5or4.0^{*1}</td><td>50</td><td>40</td><td>370</td></tr> <tr><td>C-9S</td><td>18</td><td>15.0~18.0</td><td>5.5</td><td>50</td><td>40</td><td>340</td></tr> <tr><td>C-10</td><td>18</td><td>8.0</td><td>5.0</td><td>55</td><td>20または25</td><td>-</td></tr> <tr><td>C-11</td><td>18</td><td>5.0</td><td>4.5</td><td>60</td><td>40</td><td>-</td></tr> <tr><td>RC-1</td><td>21</td><td>12.0</td><td>4.5</td><td>55</td><td>40</td><td>280</td></tr> <tr><td>RC-1S(b)(c)</td><td>21</td><td>12.0</td><td>5.5</td><td>45</td><td>40</td><td>300</td></tr> <tr><td>RC-1S(a)</td><td>21</td><td>12.0</td><td>4.5</td><td>50</td><td>40</td><td>280</td></tr> <tr><td>RC-2-1</td><td>24</td><td>12.0</td><td>4.5</td><td>55</td><td>40</td><td>280</td></tr> <tr><td>RC-2-1S(b)(c)</td><td>24</td><td>12.0</td><td>5.5</td><td>45</td><td>40</td><td>300</td></tr> <tr><td>RC-2-1S(a)</td><td>24</td><td>12.0</td><td>4.5</td><td>50</td><td>40</td><td>280</td></tr> <tr><td>RC-4</td><td>24</td><td>12.0</td><td>5.0</td><td>55</td><td>20または25</td><td>280</td></tr> <tr><td>RC-4S(b)(c)</td><td>24</td><td>12.0</td><td>6.0</td><td>45</td><td>20または25</td><td>330</td></tr> <tr><td>RC-5</td><td>30</td><td>12.0</td><td>5.0</td><td>55</td><td>20または25</td><td>280</td></tr> <tr><td>RC-5S(b)(c)</td><td>30</td><td>12.0</td><td>6.0</td><td>45</td><td>20または25</td><td>330</td></tr> <tr><td>RC-6S(1)</td><td>24</td><td>12.0</td><td>4.5</td><td>50</td><td>40</td><td>280</td></tr> <tr><td>RC-6S(2)</td><td>30</td><td>12.0</td><td>5.5</td><td>50</td><td>40</td><td>300</td></tr> <tr><td>RC-7S(1)</td><td>24</td><td>12.0</td><td>4.5</td><td>50</td><td>40</td><td>280</td></tr> <tr><td>RC-7S(2)</td><td>30</td><td>12.0</td><td>5.5</td><td>50</td><td>40</td><td>300</td></tr> <tr><td>RC-8S(1)</td><td>24</td><td>12.0</td><td>4.5</td><td>50</td><td>20または25</td><td>280</td></tr> <tr><td>RC-8S(2)</td><td>30</td><td>12.0</td><td>6.0</td><td>50</td><td>20または25</td><td>330</td></tr> <tr><td>RC-9S</td><td>24</td><td>12.0</td><td>4.5</td><td>55</td><td>40</td><td>280</td></tr> </tbody> </table>	記号	設計基準強度 N/mm ²	スランプ cm	空気量 %	最大水セメント比 %	粗骨材最大寸法 mm	最少単位セメント量 kg/m ³	C-1	-	8.0	4.5	-	20または25	-	C-1P	-	8.0	4.5	-	20または25	270	C-4	18	5.0	4.5	55	40	-	C-4P	18	8.0	4.5	55	40	270	C-5S	18	5.0	5.5	50	40	-	C-5PS	18	8.0	5.5	50	40	270	C-6-1	21	5.0	5.5	50	40	-	C-6-1P	21	8.0	5.5	50	40	270	C-7	$\sigma_{ck}=4.5$	2.5	4.5	45	40	280	C-7-1	$\sigma_{ck}=4.5$	6.5	4.5	45	40	280	C-7S	$\sigma_{ck}=4.5$	2.5	5.5	45	40	300	C-8	$\sigma_{ck}=5.0$	2.5	4.5	45	40	-	C-9	-	15.0	4.5or4.0 ^{*1}	50	40	370	C-9S	18	15.0~18.0	5.5	50	40	340	C-10	18	8.0	5.0	55	20または25	-	C-11	18	5.0	4.5	60	40	-	RC-1	21	12.0	4.5	55	40	280	RC-1S(b)(c)	21	12.0	5.5	45	40	300	RC-1S(a)	21	12.0	4.5	50	40	280	RC-2-1	24	12.0	4.5	55	40	280	RC-2-1S(b)(c)	24	12.0	5.5	45	40	300	RC-2-1S(a)	24	12.0	4.5	50	40	280	RC-4	24	12.0	5.0	55	20または25	280	RC-4S(b)(c)	24	12.0	6.0	45	20または25	330	RC-5	30	12.0	5.0	55	20または25	280	RC-5S(b)(c)	30	12.0	6.0	45	20または25	330	RC-6S(1)	24	12.0	4.5	50	40	280	RC-6S(2)	30	12.0	5.5	50	40	300	RC-7S(1)	24	12.0	4.5	50	40	280	RC-7S(2)	30	12.0	5.5	50	40	300	RC-8S(1)	24	12.0	4.5	50	20または25	280	RC-8S(2)	30	12.0	6.0	50	20または25	330	RC-9S	24	12.0	4.5	55	40	280	<p data-bbox="2599 401 2772 428">諸基準類との統一</p>
	記号	設計基準強度 N/mm ²	スランプ cm	空気量 %	最大水セメント比 %	粗骨材最大寸法 mm	最少単位セメント量 kg/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
C-1	-	8.0	4.5	-	20又は25	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
C-1P	-	8.0	4.5	-	20又は25	270																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
C-4	18	5.0	4.5	55	40	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
C-4P	18	8.0	4.5	55	40	270																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
C-5S	18	5.0	5.5	50	40	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
C-5PS	18	8.0	5.5	50	40	270																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
C-6-1	21	5.0	5.5	50	40	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
C-7	$\sigma_{ck}=4.5$	2.5	4.5	45	40	280																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
C-7S	$\sigma_{ck}=4.5$	2.5	5.5	45	40	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
C-8	$\sigma_{ck}=5.0$	2.5	4.5	45	40	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
C-9	-	15.0	4.5or4.0 ^{*1}	50	40	370																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
C-9S	18	15.0~18.0	5.5	50	40	340																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
C-10	18	8.0	5.0	55	20又は25	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
C-11	18	5.0	4.5	60	40	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
RC-1	21	12.0	4.5	55	40	280																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
RC-1S(b)(c)	21	12.0	5.5	45	40	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
RC-1S(a)	21	12.0	4.5	50	40	280																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
RC-2-1	24	12.0	4.5	55	40	280																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
RC-2-1S(b)(c)	24	12.0	5.5	45	40	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
RC-2-1S(a)	24	12.0	4.5	50	40	280																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
RC-4	24	12.0	5.0	55	20又は25	280																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
RC-4S(b)(c)	24	12.0	6.0	45	20又は25	330																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
RC-5	30	12.0	5.0	55	20又は25	280																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
RC-5S(b)(c)	30	12.0	6.0	45	20又は25	330																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
RC-6S(1)	24	12.0	4.5	50	40	280																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
RC-6S(2)	30	12.0	5.5	50	40	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
記号	設計基準強度 N/mm ²	スランプ cm	空気量 %	最大水セメント比 %	粗骨材最大寸法 mm	最少単位セメント量 kg/m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
C-1	-	8.0	4.5	-	20または25	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
C-1P	-	8.0	4.5	-	20または25	270																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
C-4	18	5.0	4.5	55	40	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
C-4P	18	8.0	4.5	55	40	270																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
C-5S	18	5.0	5.5	50	40	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
C-5PS	18	8.0	5.5	50	40	270																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
C-6-1	21	5.0	5.5	50	40	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
C-6-1P	21	8.0	5.5	50	40	270																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
C-7	$\sigma_{ck}=4.5$	2.5	4.5	45	40	280																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
C-7-1	$\sigma_{ck}=4.5$	6.5	4.5	45	40	280																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
C-7S	$\sigma_{ck}=4.5$	2.5	5.5	45	40	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
C-8	$\sigma_{ck}=5.0$	2.5	4.5	45	40	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
C-9	-	15.0	4.5or4.0 ^{*1}	50	40	370																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
C-9S	18	15.0~18.0	5.5	50	40	340																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
C-10	18	8.0	5.0	55	20または25	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
C-11	18	5.0	4.5	60	40	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
RC-1	21	12.0	4.5	55	40	280																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
RC-1S(b)(c)	21	12.0	5.5	45	40	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
RC-1S(a)	21	12.0	4.5	50	40	280																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
RC-2-1	24	12.0	4.5	55	40	280																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
RC-2-1S(b)(c)	24	12.0	5.5	45	40	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
RC-2-1S(a)	24	12.0	4.5	50	40	280																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
RC-4	24	12.0	5.0	55	20または25	280																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
RC-4S(b)(c)	24	12.0	6.0	45	20または25	330																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
RC-5	30	12.0	5.0	55	20または25	280																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
RC-5S(b)(c)	30	12.0	6.0	45	20または25	330																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
RC-6S(1)	24	12.0	4.5	50	40	280																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
RC-6S(2)	30	12.0	5.5	50	40	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
RC-7S(1)	24	12.0	4.5	50	40	280																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
RC-7S(2)	30	12.0	5.5	50	40	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
RC-8S(1)	24	12.0	4.5	50	20または25	280																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
RC-8S(2)	30	12.0	6.0	50	20または25	330																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
RC-9S	24	12.0	4.5	55	40	280																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

水産土木工事共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版						(新) 令和5年12月版改訂						摘要																																																																																																																																																																																																																																														
1-第1編 共通編-122	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>設計基準強度 N/mm²</th> <th>スランプ cm</th> <th>空気量 %</th> <th>最大水セメント比 %</th> <th>粗骨材最大寸法 mm</th> <th>最少単位セメント量 kg/m³</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>RC-7S(1)</td><td>24</td><td>12.0</td><td>4.5</td><td>50</td><td>40</td><td>280</td></tr> <tr><td>RC-7S(2)</td><td>30</td><td>12.0</td><td>5.5</td><td>50</td><td>40</td><td>300</td></tr> <tr><td>RC-8S(1)</td><td>24</td><td>12.0</td><td>4.5</td><td>50</td><td>20又は25</td><td>280</td></tr> <tr><td>RC-8S(2)</td><td>30</td><td>12.0</td><td>6.0</td><td>50</td><td>20又は25</td><td>330</td></tr> <tr><td>RC-9S</td><td>24</td><td>12.0</td><td>4.5</td><td>55</td><td>40</td><td>280</td></tr> <tr><td>RC-10S</td><td>21</td><td>12.0</td><td>4.5</td><td>50</td><td>20又は25</td><td>—</td></tr> <tr><td>RC-11</td><td>30</td><td>18.0</td><td>4.0</td><td>55</td><td>20又は25</td><td>350</td></tr> <tr><td>PC-1</td><td>30</td><td>12.0</td><td>5.0</td><td>50</td><td>20又は25</td><td>280</td></tr> <tr><td>PC-1P</td><td>30</td><td>12.0</td><td>5.0</td><td>50</td><td>20又は25</td><td>280</td></tr> <tr><td>PC-1S(b)(c)</td><td>30</td><td>12.0</td><td>6.0</td><td>45</td><td>20又は25</td><td>330</td></tr> <tr><td>PC-1PS(b)(c)</td><td>30</td><td>12.0</td><td>6.0</td><td>45</td><td>20又は25</td><td>330</td></tr> <tr><td>PC-2</td><td>40</td><td>12.0</td><td>5.0</td><td>50</td><td>20又は25</td><td>280</td></tr> <tr><td>PC-2P</td><td>40</td><td>12.0</td><td>5.0</td><td>50</td><td>20又は25</td><td>280</td></tr> <tr><td>PC-2S(b)(c)</td><td>40</td><td>12.0</td><td>6.0</td><td>45</td><td>20又は25</td><td>330</td></tr> <tr><td>PC-2PS(b)(c)</td><td>40</td><td>12.0</td><td>6.0</td><td>45</td><td>20又は25</td><td>330</td></tr> <tr><td>T-1P※2</td><td>18</td><td>8.0程度または15.0程度</td><td>4.5</td><td>60以下</td><td>40</td><td>270</td></tr> </tbody> </table>						記号	設計基準強度 N/mm ²	スランプ cm	空気量 %	最大水セメント比 %	粗骨材最大寸法 mm	最少単位セメント量 kg/m ³	RC-7S(1)	24	12.0	4.5	50	40	280	RC-7S(2)	30	12.0	5.5	50	40	300	RC-8S(1)	24	12.0	4.5	50	20又は25	280	RC-8S(2)	30	12.0	6.0	50	20又は25	330	RC-9S	24	12.0	4.5	55	40	280	RC-10S	21	12.0	4.5	50	20又は25	—	RC-11	30	18.0	4.0	55	20又は25	350	PC-1	30	12.0	5.0	50	20又は25	280	PC-1P	30	12.0	5.0	50	20又は25	280	PC-1S(b)(c)	30	12.0	6.0	45	20又は25	330	PC-1PS(b)(c)	30	12.0	6.0	45	20又は25	330	PC-2	40	12.0	5.0	50	20又は25	280	PC-2P	40	12.0	5.0	50	20又は25	280	PC-2S(b)(c)	40	12.0	6.0	45	20又は25	330	PC-2PS(b)(c)	40	12.0	6.0	45	20又は25	330	T-1P※2	18	8.0程度または15.0程度	4.5	60以下	40	270	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>設計基準強度 N/mm²</th> <th>スランプ cm</th> <th>空気量 %</th> <th>最大水セメント比 %</th> <th>粗骨材最大寸法 mm</th> <th>最少単位セメント量 kg/m³</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>RC-10S</td><td>21</td><td>12.0</td><td>4.5</td><td>50</td><td>20または25</td><td>—</td></tr> <tr><td>RC-11</td><td>30</td><td>18.0</td><td>4.0</td><td>55</td><td>20または25</td><td>350</td></tr> <tr><td>RC-11-1</td><td>40</td><td>18.0</td><td>4.0</td><td>55</td><td>20または25</td><td>350</td></tr> <tr><td>RC-12</td><td>30</td><td>12.0</td><td>4.5</td><td>55</td><td>40</td><td>280</td></tr> <tr><td>RC-12S(b)(c)</td><td>30</td><td>12.0</td><td>5.5</td><td>45</td><td>40</td><td>300</td></tr> <tr><td>RC-12S(a)</td><td>30</td><td>12.0</td><td>4.5</td><td>50</td><td>40</td><td>280</td></tr> <tr><td>PC-1</td><td>30</td><td>12.0</td><td>5.0</td><td>50</td><td>20または25</td><td>280</td></tr> <tr><td>PC-1P</td><td>30</td><td>12.0</td><td>5.0</td><td>50</td><td>20または25</td><td>280</td></tr> <tr><td>PC-1S(b)(c)</td><td>30</td><td>12.0</td><td>6.0</td><td>45</td><td>20または25</td><td>330</td></tr> <tr><td>PC-1PS(b)(c)</td><td>30</td><td>12.0</td><td>6.0</td><td>45</td><td>20または25</td><td>330</td></tr> <tr><td>PC-2</td><td>40</td><td>12.0</td><td>5.0</td><td>50</td><td>20または25</td><td>280</td></tr> <tr><td>PC-2P</td><td>40</td><td>12.0</td><td>5.0</td><td>50</td><td>20または25</td><td>280</td></tr> <tr><td>PC-2S(b)(c)</td><td>40</td><td>12.0</td><td>6.0</td><td>45</td><td>20または25</td><td>330</td></tr> <tr><td>PC-2PS(b)(c)</td><td>40</td><td>12.0</td><td>6.0</td><td>45</td><td>20または25</td><td>330</td></tr> <tr><td>T-1</td><td>18</td><td>8程度</td><td>4.5</td><td>60以下</td><td>40</td><td>—</td></tr> <tr><td>T-1P※2</td><td>18</td><td>8程度または15程度</td><td>4.5</td><td>60以下</td><td>40</td><td>270</td></tr> </tbody> </table>						記号	設計基準強度 N/mm ²	スランプ cm	空気量 %	最大水セメント比 %	粗骨材最大寸法 mm	最少単位セメント量 kg/m ³	RC-10S	21	12.0	4.5	50	20または25	—	RC-11	30	18.0	4.0	55	20または25	350	RC-11-1	40	18.0	4.0	55	20または25	350	RC-12	30	12.0	4.5	55	40	280	RC-12S(b)(c)	30	12.0	5.5	45	40	300	RC-12S(a)	30	12.0	4.5	50	40	280	PC-1	30	12.0	5.0	50	20または25	280	PC-1P	30	12.0	5.0	50	20または25	280	PC-1S(b)(c)	30	12.0	6.0	45	20または25	330	PC-1PS(b)(c)	30	12.0	6.0	45	20または25	330	PC-2	40	12.0	5.0	50	20または25	280	PC-2P	40	12.0	5.0	50	20または25	280	PC-2S(b)(c)	40	12.0	6.0	45	20または25	330	PC-2PS(b)(c)	40	12.0	6.0	45	20または25	330	T-1	18	8程度	4.5	60以下	40	—	T-1P※2	18	8程度または15程度	4.5	60以下	40	270	諸基準類との統一
	記号	設計基準強度 N/mm ²	スランプ cm	空気量 %	最大水セメント比 %	粗骨材最大寸法 mm	最少単位セメント量 kg/m ³																																																																																																																																																																																																																																																				
	RC-7S(1)	24	12.0	4.5	50	40	280																																																																																																																																																																																																																																																				
	RC-7S(2)	30	12.0	5.5	50	40	300																																																																																																																																																																																																																																																				
	RC-8S(1)	24	12.0	4.5	50	20又は25	280																																																																																																																																																																																																																																																				
	RC-8S(2)	30	12.0	6.0	50	20又は25	330																																																																																																																																																																																																																																																				
	RC-9S	24	12.0	4.5	55	40	280																																																																																																																																																																																																																																																				
	RC-10S	21	12.0	4.5	50	20又は25	—																																																																																																																																																																																																																																																				
	RC-11	30	18.0	4.0	55	20又は25	350																																																																																																																																																																																																																																																				
	PC-1	30	12.0	5.0	50	20又は25	280																																																																																																																																																																																																																																																				
	PC-1P	30	12.0	5.0	50	20又は25	280																																																																																																																																																																																																																																																				
	PC-1S(b)(c)	30	12.0	6.0	45	20又は25	330																																																																																																																																																																																																																																																				
	PC-1PS(b)(c)	30	12.0	6.0	45	20又は25	330																																																																																																																																																																																																																																																				
	PC-2	40	12.0	5.0	50	20又は25	280																																																																																																																																																																																																																																																				
	PC-2P	40	12.0	5.0	50	20又は25	280																																																																																																																																																																																																																																																				
	PC-2S(b)(c)	40	12.0	6.0	45	20又は25	330																																																																																																																																																																																																																																																				
	PC-2PS(b)(c)	40	12.0	6.0	45	20又は25	330																																																																																																																																																																																																																																																				
	T-1P※2	18	8.0程度または15.0程度	4.5	60以下	40	270																																																																																																																																																																																																																																																				
	記号	設計基準強度 N/mm ²	スランプ cm	空気量 %	最大水セメント比 %	粗骨材最大寸法 mm	最少単位セメント量 kg/m ³																																																																																																																																																																																																																																																				
	RC-10S	21	12.0	4.5	50	20または25	—																																																																																																																																																																																																																																																				
	RC-11	30	18.0	4.0	55	20または25	350																																																																																																																																																																																																																																																				
	RC-11-1	40	18.0	4.0	55	20または25	350																																																																																																																																																																																																																																																				
	RC-12	30	12.0	4.5	55	40	280																																																																																																																																																																																																																																																				
	RC-12S(b)(c)	30	12.0	5.5	45	40	300																																																																																																																																																																																																																																																				
	RC-12S(a)	30	12.0	4.5	50	40	280																																																																																																																																																																																																																																																				
PC-1	30	12.0	5.0	50	20または25	280																																																																																																																																																																																																																																																					
PC-1P	30	12.0	5.0	50	20または25	280																																																																																																																																																																																																																																																					
PC-1S(b)(c)	30	12.0	6.0	45	20または25	330																																																																																																																																																																																																																																																					
PC-1PS(b)(c)	30	12.0	6.0	45	20または25	330																																																																																																																																																																																																																																																					
PC-2	40	12.0	5.0	50	20または25	280																																																																																																																																																																																																																																																					
PC-2P	40	12.0	5.0	50	20または25	280																																																																																																																																																																																																																																																					
PC-2S(b)(c)	40	12.0	6.0	45	20または25	330																																																																																																																																																																																																																																																					
PC-2PS(b)(c)	40	12.0	6.0	45	20または25	330																																																																																																																																																																																																																																																					
T-1	18	8程度	4.5	60以下	40	—																																																																																																																																																																																																																																																					
T-1P※2	18	8程度または15程度	4.5	60以下	40	270																																																																																																																																																																																																																																																					
<p>[注1] 記号</p> <p>C : 無筋コンクリート RC : 鉄筋コンクリート PC : プレストレストコンクリート T : トンネルコンクリート TRC : トンネル鉄筋コンクリート P : ポンプ施工用コンクリート (最少単位セメント量270kg) S : 海中、海上及び飛沫帯コンクリート (a) : 海中 (b) : 海上及び大気中 (c) : 飛沫帯</p> <p>[注2] 海上、飛沫帯には海上遡上の影響部も含むものとする。</p> <p>※1 井筒底版の水中コンクリート (C-9) の空気量は、完全に水中又は地下に没する場合は4.0%とする。 ※2 T-1Pについては、アーチ部はスランプ15cm、インパート部はスランプ8cmを標準とする。</p>	<p>[注1] 記号</p> <p>C : 無筋コンクリート RC : 鉄筋コンクリート PC : プレストレストコンクリート T : トンネルコンクリート TRC : トンネル鉄筋コンクリート P : ポンプ施工用コンクリート (最少単位セメント量270kg) S : 海中、海上及び飛沫帯コンクリート (a) : 海中 (b) : 海上及び大気中 (c) : 飛沫帯</p> <p>[注2] 海上、飛沫帯には海上遡上の影響部も含むものとする。</p> <p>※1 井筒底版の水中コンクリート (C-9) の空気量は、完全に水中または地下に没する場合は4.0%とする。 ※2 T-1Pについては、アーチ部はスランプ15cm、インパート部はスランプ8cmを標準とする。</p>																																																																																																																																																																																																																																																										

水産土木工事共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版	(新) 令和5年12月版改訂	摘要
<p>1-第1編 共通編-123</p>	<p>第3節 コンクリート 1-5-3-2 レディーミクストコンクリート</p> <p>2. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は次による。</p> <p>(1) J I Sマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布、法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJ I Sマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士又はコンクリート技士の資格（（社）日本コンクリート工学協会認定）をもつ技術者あるいはこれらと同等以上の技術者）が常駐しており、配合設計及び品質管理等をより適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から原則選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。</p>	<p>第3節 コンクリート 1-5-3-2 レディーミクストコンクリート</p> <p>2. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は次による。</p> <p>(1) J I Sマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正法律第68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJ I Sマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士またはコンクリート技士の資格（（社）日本コンクリート工学協会認定）をもつ技術者あるいはこれらと同等以上の技術者）が常駐しており、配合設計及び品質管理等をより適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から原則選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。</p> <p>(2) J I Sマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正法律第68号））に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJ I Sマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめた上、その資料により工事監督員の確認を得なければならない。</p>	<p>文言の追記</p> <p>諸基準類の改定に伴う変更</p> <p>諸基準類の改定に伴う変更</p>

水産土木工事共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版	(新) 令和5年12月版改訂	摘要
1-第1編 共通編-125	<p>1-5-3-5 練りませ</p> <p>1. 受注者は、バッチミキサー及び連続ミキサーを使用する場合には、それぞれJIS A 1119(ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法)及び土木学会 連続ミキサの練りませ性能試験方法(案)により練りませ性能試験を行わなければならない。</p> <p>2. 受注者は、コンクリートの練りませにおいて、JIS A 8603-1(コンクリートミキサー 第1部:用語及び仕様項目)、JIS A 8603-2(コンクリートミキサー 第2部:練りませ性能試験方法)に適合するか又は同等以上の性能を有するミキサーを使用しなければならない。ただし、受注者は、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合は、手練りで行うことができるものとするが、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>4. 練りませ時間は、試験練りによって定めるものとする。やむを得ず、練りませ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサーを用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサーを用いる場合1分とするものとする。</p> <p>6. 受注者は、ミキサー内のコンクリートを排出し終わった後にミキサー内にあらたに材料を投入しなければならない。</p> <p>8. ミキサーは、練上りコンクリートを排出するときに材料の分離を起こさない構造のものとする。</p> <p>9. 受注者は、連続ミキサーを用いる場合、練りませ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサー部の容積以上とするものとする。</p> <p>3. 受注者は、練上りコンクリートが均等質となるまでコンクリート材料を練りませなければならない。</p>	<p>1-5-3-5 練混ぜ</p> <p>1. 受注者は、<u>コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサーまたは連続ミキサーを使用するものとする。</u></p> <p>2. 受注者は、<u>ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2(コンクリートミキサー 第2部:練混ぜ性能試験方法)及びJSCE-I 502-2013「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。</u></p> <p>3. 受注者は、JIS A 8603-1(コンクリートミキサー 第1部:用語及び仕様項目)、JIS A 8603-2(コンクリートミキサー 第2部:練混ぜ性能試験方法)に適合するか、<u>または同等以上の性能を有するミキサーを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して工事監督員に協議しなければならない</u></p> <p>4. <u>受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。</u>やむを得ず、練混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサーを用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサーを用いる場合1分とするものとする。</p> <p>6. 受注者は、ミキサー内のコンクリートを排出し終わった後でなければ、<u>ミキサー内に新たに材料を投入してはならない。</u></p> <p>8. ミキサーは、練上りコンクリートを排出する時に材料の分離を起こさない構造でなければならない。</p> <p>9. 受注者は、連続ミキサーを用いる場合、<u>練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。</u>なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサー部の容積以上とするものとする。</p> <p>11. 受注者は、練上りコンクリートが均等質となるまでコンクリート材料を練り混ぜなければならない。</p>	<p>諸基準類との統一</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>項目番号の変更</p>
1-第1編 共通編-126	<p>1-5-3-7 コンクリート打込み</p> <p>7. 受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針(案)5章 圧送」(土木学会、平成24年6月)の規定による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベア、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。</p>	<p>1-5-3-7 コンクリート打込み</p> <p>7. 受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「<u>コンクリートのポンプ施工指針[2012年版]5章 圧送</u>」(土木学会、平成24年6月)の規定による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベア、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。</p>	<p>諸基準類の改定に伴う変更</p>

水産土木工事共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版	(新) 令和5年12月版改訂	摘要
1-第1編 共通編-128	<p>1-5-3-8 養生</p> <p>1. 受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態を保ち、有害な作用の影響を受けないように、その部位に応じた適切な方法により養生しなければならない。</p> <p>1. 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な方法により、一定期間は、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表5-4を標準とする。</p> <p>なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表5-4に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して工事監督員と協議しなければならない。</p>	<p>1-5-3-8 養生</p> <p>1. 受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態を保ち、有害な作用の影響を受けないように、その部位に応じた適切な方法により養生しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な方法により、一定期間は、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表5-4を標準とする。</p> <p>なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表5-4に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して工事監督員と協議しなければならない。</p>	誤記修正

水産土木工事共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版	(新) 令和5年12月版改訂	摘要
<p>1-第1編 共通編-132</p>	<p>第5節 鉄筋</p> <p>1-5-5-2 鉄筋の加工</p> <p>2. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工に当たり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、コンクリート標準示方書〔設計編〕本編第13章 鉄筋コンクリートの前提、【標準編】標準第7編第2章鉄筋コンクリートの前提の規定による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>1-5-5-3 鉄筋の組立</p> <p>1-5-5-4 鉄筋の継手</p> <p>8. 受注者は、機械式継手工法について、以下の各号によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン(平成29年3月)」に基づき実施するものとする。</p> <p>受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等(所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験期間を含む)による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを提示し、工事監督員に承諾を得なければならない。</p> <p>また、機械式鉄筋継手の施工については、以下によるものとする。</p> <p>ア 使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。</p> <p>イ 機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針(令和2年3月土木学会)の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従った施工管理を行わなければならない。</p>	<p>第5節 鉄筋</p> <p>1-5-5-2 鉄筋の加工</p> <p>2. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工に当たり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、<u>「コンクリート標準示方書(設計編)〔2017年制定〕本編第13章 鉄筋コンクリートの前提、【標準編】標準第7編第2章鉄筋コンクリートの前提」(土木学会、2018年3月)</u>の規定による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>1-5-5-3 鉄筋の組立て</p> <p>1-5-5-4 鉄筋の継手</p> <p>8. 受注者は、機械式継手工法について、以下の各号によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン(平成29年3月)」に基づき実施するものとする。</p> <p>受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等(所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験期間を含む)による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを提示し、工事監督員に承諾を得なければならない。</p> <p>また、機械式鉄筋継手の施工については、以下によるものとする。</p> <p>ア 使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。</p> <p>イ 機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針<u>〔2020年制定〕</u>(令和2年3月土木学会)の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従った施工管理を行わなければならない。</p>	<p>諸基準類の改定に伴う変更</p> <p>項目、表現の変更</p> <p>諸基準類の改定に伴う変更</p>
<p>1-第1編 共通編-134</p>	<p>1-5-5-5 ガス圧接</p> <p>6. 受注者は、降雪雨又は強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能となるように<u>遮へいた</u>場合は作業を行うことができるものとする。</p>	<p>1-5-5-5 ガス圧接</p> <p>6. 受注者は、降雪雨<u>または強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能となるように防風対策を施して適切な作業ができることが確認された場合は作業を行うことができるものとする。</u></p>	<p>諸基準類との統一</p>
<p>1-第1編 共通編-135</p>			

水産土木工事共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版	(新) 令和5年12月版改訂	摘要
II-施管-5	<p>1 施工管理一般</p> <p>1-6 管理項目及び方法</p> <p>2. 出来形管理</p> <p>(2) 出来形管理の結果については、北海道水産林務部水産土木工事共通仕様書Ⅲ 付表<u>3</u>。管理データ様式に示す様式を用いて提出しなければならない。なお、この様式に代えて、受注者・製造会社等が独自に作成した様式や土木学会等制定の一般市販品の様式を用いることも可能であるが、この場合、北海道水産林務部水産土木工事共通仕様書Ⅱ 水産土木工事施工管理基準 に示す必要なデータが記録可能であることを受注者自らが確認するものとする。また、北海道水産林務部水産土木工事共通仕様書Ⅲ 付表<u>3</u>。管理データ様式に示されていない場合についても、同様とする。</p> <p>3. 品質管理</p> <p>(4) 品質管理の結果については、北海道水産林務部水産土木工事共通仕様書Ⅲ 付表<u>3</u>。管理データ様式に示す様式を用いて提出しなければならない。なお、この様式に代えて、受注者・製造会社等が独自に作成した様式や土木学会等制定の一般市販品の様式を用いることも可能であるが、この場合、北海道水産林務部水産土木工事共通仕様書Ⅱ 水産土木工事施工管理基準 に示す必要なデータが記録可能であることを受注者自らが確認するものとする。また、北海道水産林務部水産土木工事共通仕様書Ⅲ 付表<u>3</u>。管理データ様式に示されていない場合についても、同様とする。</p>	<p>1 施工管理一般</p> <p>1-6 管理項目及び方法</p> <p>2. 出来形管理</p> <p>(2) 出来形管理の結果については、北海道水産林務部水産土木工事共通仕様書Ⅲ 付表<u>6</u>。管理データ様式に示す様式を用いて提出しなければならない。なお、この様式に代えて、受注者・製造会社等が独自に作成した様式や土木学会等制定の一般市販品の様式を用いることも可能であるが、この場合、北海道水産林務部水産土木工事共通仕様書Ⅱ 水産土木工事施工管理基準 に示す必要なデータが記録可能であることを受注者自らが確認するものとする。また、北海道水産林務部水産土木工事共通仕様書Ⅲ 付表<u>6</u>。管理データ様式に示されていない場合についても、同様とする。</p> <p>3. 品質管理</p> <p>(4) 品質管理の結果については、北海道水産林務部水産土木工事共通仕様書Ⅲ 付表<u>6</u>。管理データ様式に示す様式を用いて提出しなければならない。なお、この様式に代えて、受注者・製造会社等が独自に作成した様式や土木学会等制定の一般市販品の様式を用いることも可能であるが、この場合、北海道水産林務部水産土木工事共通仕様書Ⅱ 水産土木工事施工管理基準 に示す必要なデータが記録可能であることを受注者自らが確認するものとする。また、北海道水産林務部水産土木工事共通仕様書Ⅲ 付表<u>6</u>。管理データ様式に示されていない場合についても、同様とする。</p>	<p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p>

水産土木工事共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版	(新) 令和5年12月版改訂	摘要																																																																																																																
II-施管-10	<p>2 出来形管理基準 (1) 魚礁設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="287 401 528 495">工種・種別・細別 (レベル2・3・4)</th> <th data-bbox="528 401 744 495">管理項目</th> <th data-bbox="744 401 1086 495">測定方法</th> <th data-bbox="1086 401 1365 495">測定密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">魚礁工 魚礁製作工 単体魚礁製作</td> <td>幅、高さ、長さ、壁厚</td> <td>スチールテープ等により測定</td> <td>1cm</td> </tr> <tr> <td>型枠形状寸法</td> <td>スチールテープ等により測定</td> <td>ブロック製作に先立ち、搬入型枠全数について各主要寸法を測定する。</td> </tr> <tr> <td>ブロック外観</td> <td>観察</td> <td>全数</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">魚礁工 魚礁製作工 組立魚礁製作</td> <td>出来ばえ</td> <td>スチールテープ等により測定</td> <td>全個数について主要寸法を測定する。</td> </tr> <tr> <td>ボルトの取付け</td> <td>観察</td> <td>全箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">魚礁工 鋼製魚礁製作工 鋼製魚礁製作</td> <td>出来ばえ</td> <td>スチールテープ等により測定</td> <td>全数について主要寸法を測定する。</td> </tr> <tr> <td>のど厚、脚長</td> <td>ノギス、溶接ゲージ等により測定</td> <td>5箇所/基</td> </tr> <tr> <td>溶接長</td> <td>観察</td> <td>全数</td> </tr> <tr> <td>有害な欠陥の有無</td> <td>観察</td> <td>全数</td> </tr> <tr> <td>溶接部非破壊試験</td> <td>カラーチェック</td> <td>1箇所/基</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">魚礁工 魚礁沈設工 魚礁沈設</td> <td rowspan="2">施工位置</td> <td>ゾーン配置 乱積配置 山積配置</td> <td>GNSS及びD-GNSS等により測定</td> <td>全数</td> </tr> <tr> <td>計画配置</td> <td>同上</td> <td>全数</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">出来ばえ</td> <td>円形配置</td> <td>GNSS及びD-GNSS等による位置測定と音響測深機による測定</td> <td>中心点から8方位を測定</td> </tr> <tr> <td>角形配置</td> <td>同上</td> <td>縦断方向：中心1測線測定 横断方向：中心1測線、 両端1測線* 計3測線測定。 その他：補助測線を追加できる ※設置法線(施工界)から施設内10mの測線</td> </tr> <tr> <td>計画配置</td> <td>計画配置</td> <td>同上</td> <td>設置間隔・基数が判読できるように測定する。</td> </tr> </tbody> </table>	工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度	魚礁工 魚礁製作工 単体魚礁製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	1cm	型枠形状寸法	スチールテープ等により測定	ブロック製作に先立ち、搬入型枠全数について各主要寸法を測定する。	ブロック外観	観察	全数	魚礁工 魚礁製作工 組立魚礁製作	出来ばえ	スチールテープ等により測定	全個数について主要寸法を測定する。	ボルトの取付け	観察	全箇所	魚礁工 鋼製魚礁製作工 鋼製魚礁製作	出来ばえ	スチールテープ等により測定	全数について主要寸法を測定する。	のど厚、脚長	ノギス、溶接ゲージ等により測定	5箇所/基	溶接長	観察	全数	有害な欠陥の有無	観察	全数	溶接部非破壊試験	カラーチェック	1箇所/基	魚礁工 魚礁沈設工 魚礁沈設	施工位置	ゾーン配置 乱積配置 山積配置	GNSS及びD-GNSS等により測定	全数	計画配置	同上	全数	出来ばえ	円形配置	GNSS及びD-GNSS等による位置測定と音響測深機による測定	中心点から8方位を測定	角形配置	同上	縦断方向：中心1測線測定 横断方向：中心1測線、 両端1測線* 計3測線測定。 その他：補助測線を追加できる ※設置法線(施工界)から施設内10mの測線	計画配置	計画配置	同上	設置間隔・基数が判読できるように測定する。	<p>2 出来形管理基準 (1) 魚礁設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1448 401 1688 495">工種・種別・細別 (レベル2・3・4)</th> <th data-bbox="1688 401 1905 495">管理項目</th> <th data-bbox="1905 401 2246 495">測定方法</th> <th data-bbox="2246 401 2525 495">測定密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">魚礁工 魚礁製作工 単体魚礁製作</td> <td>幅、高さ、長さ、壁厚</td> <td>スチールテープ等により測定</td> <td>1cm</td> </tr> <tr> <td>型枠形状寸法</td> <td>スチールテープ等により測定</td> <td>ブロック製作に先立ち、搬入型枠全数について各主要寸法を測定する。</td> </tr> <tr> <td>ブロック外観</td> <td>観察</td> <td>全数</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">魚礁工 魚礁製作工 組立魚礁製作</td> <td>出来ばえ</td> <td>スチールテープ等により測定</td> <td>全個数について主要寸法を測定する。</td> </tr> <tr> <td>ボルトの取付け</td> <td>観察</td> <td>全箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">魚礁工 鋼製魚礁製作工 鋼製魚礁製作</td> <td>出来ばえ</td> <td>スチールテープ等により測定</td> <td>全数について主要寸法を測定する。</td> </tr> <tr> <td>のど厚、脚長</td> <td>ノギス、溶接ゲージ等により測定</td> <td>5箇所/基</td> </tr> <tr> <td>溶接長</td> <td>観察</td> <td>全数</td> </tr> <tr> <td>有害な欠陥の有無</td> <td>観察</td> <td>全数</td> </tr> <tr> <td>溶接部非破壊試験</td> <td>カラーチェック</td> <td>1箇所/基</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">魚礁工 魚礁沈設工 魚礁沈設</td> <td rowspan="2">施工位置</td> <td>ゾーン配置 乱積配置 山積配置</td> <td>GNSS及びD-GNSS等により測定</td> <td>全数</td> </tr> <tr> <td>計画配置</td> <td>同上</td> <td>全数</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">出来ばえ</td> <td>円形配置</td> <td>GNSS及びD-GNSS等による位置測定と音響測深機による測定</td> <td>中心点から8方位を測定</td> </tr> <tr> <td>角形配置</td> <td>同上</td> <td>縦断方向：中心1測線測定 横断方向：中心1測線、 両端1測線* 計3測線測定。 その他：補助測線を追加できる ※設置法線(施工界)から施設内10mの測線</td> </tr> <tr> <td>計画配置</td> <td>計画配置</td> <td>同上</td> <td>設置間隔・基数が判読できるように測定する。</td> </tr> </tbody> </table>	工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度	魚礁工 魚礁製作工 単体魚礁製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	1cm	型枠形状寸法	スチールテープ等により測定	ブロック製作に先立ち、搬入型枠全数について各主要寸法を測定する。	ブロック外観	観察	全数	魚礁工 魚礁製作工 組立魚礁製作	出来ばえ	スチールテープ等により測定	全個数について主要寸法を測定する。	ボルトの取付け	観察	全箇所	魚礁工 鋼製魚礁製作工 鋼製魚礁製作	出来ばえ	スチールテープ等により測定	全数について主要寸法を測定する。	のど厚、脚長	ノギス、溶接ゲージ等により測定	5箇所/基	溶接長	観察	全数	有害な欠陥の有無	観察	全数	溶接部非破壊試験	カラーチェック	1箇所/基	魚礁工 魚礁沈設工 魚礁沈設	施工位置	ゾーン配置 乱積配置 山積配置	GNSS及びD-GNSS等により測定	全数	計画配置	同上	全数	出来ばえ	円形配置	GNSS及びD-GNSS等による位置測定と音響測深機による測定	中心点から8方位を測定	角形配置	同上	縦断方向：中心1測線測定 横断方向：中心1測線、 両端1測線* 計3測線測定。 その他：補助測線を追加できる ※設置法線(施工界)から施設内10mの測線	計画配置	計画配置	同上	設置間隔・基数が判読できるように測定する。	誤記修正、削除
工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度																																																																																																																
魚礁工 魚礁製作工 単体魚礁製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	1cm																																																																																																																
	型枠形状寸法	スチールテープ等により測定	ブロック製作に先立ち、搬入型枠全数について各主要寸法を測定する。																																																																																																																
	ブロック外観	観察	全数																																																																																																																
魚礁工 魚礁製作工 組立魚礁製作	出来ばえ	スチールテープ等により測定	全個数について主要寸法を測定する。																																																																																																																
	ボルトの取付け	観察	全箇所																																																																																																																
魚礁工 鋼製魚礁製作工 鋼製魚礁製作	出来ばえ	スチールテープ等により測定	全数について主要寸法を測定する。																																																																																																																
	のど厚、脚長	ノギス、溶接ゲージ等により測定	5箇所/基																																																																																																																
	溶接長	観察	全数																																																																																																																
	有害な欠陥の有無	観察	全数																																																																																																																
	溶接部非破壊試験	カラーチェック	1箇所/基																																																																																																																
魚礁工 魚礁沈設工 魚礁沈設	施工位置	ゾーン配置 乱積配置 山積配置	GNSS及びD-GNSS等により測定	全数																																																																																																															
		計画配置	同上	全数																																																																																																															
	出来ばえ	円形配置	GNSS及びD-GNSS等による位置測定と音響測深機による測定	中心点から8方位を測定																																																																																																															
		角形配置	同上	縦断方向：中心1測線測定 横断方向：中心1測線、 両端1測線* 計3測線測定。 その他：補助測線を追加できる ※設置法線(施工界)から施設内10mの測線																																																																																																															
計画配置	計画配置	同上	設置間隔・基数が判読できるように測定する。																																																																																																																
工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度																																																																																																																
魚礁工 魚礁製作工 単体魚礁製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	1cm																																																																																																																
	型枠形状寸法	スチールテープ等により測定	ブロック製作に先立ち、搬入型枠全数について各主要寸法を測定する。																																																																																																																
	ブロック外観	観察	全数																																																																																																																
魚礁工 魚礁製作工 組立魚礁製作	出来ばえ	スチールテープ等により測定	全個数について主要寸法を測定する。																																																																																																																
	ボルトの取付け	観察	全箇所																																																																																																																
魚礁工 鋼製魚礁製作工 鋼製魚礁製作	出来ばえ	スチールテープ等により測定	全数について主要寸法を測定する。																																																																																																																
	のど厚、脚長	ノギス、溶接ゲージ等により測定	5箇所/基																																																																																																																
	溶接長	観察	全数																																																																																																																
	有害な欠陥の有無	観察	全数																																																																																																																
	溶接部非破壊試験	カラーチェック	1箇所/基																																																																																																																
魚礁工 魚礁沈設工 魚礁沈設	施工位置	ゾーン配置 乱積配置 山積配置	GNSS及びD-GNSS等により測定	全数																																																																																																															
		計画配置	同上	全数																																																																																																															
	出来ばえ	円形配置	GNSS及びD-GNSS等による位置測定と音響測深機による測定	中心点から8方位を測定																																																																																																															
		角形配置	同上	縦断方向：中心1測線測定 横断方向：中心1測線、 両端1測線* 計3測線測定。 その他：補助測線を追加できる ※設置法線(施工界)から施設内10mの測線																																																																																																															
計画配置	計画配置	同上	設置間隔・基数が判読できるように測定する。																																																																																																																

水産土木工事共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版	(新) 令和5年12月版改訂	摘要																																																																
II-施管-12	<p>2 出来形管理基準 (2) 着定基質設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="290 401 528 485">工種・種別・細別 (レベル2・3・4)</th> <th data-bbox="528 401 744 485">管理項目</th> <th data-bbox="744 401 1086 485">測定方法</th> <th data-bbox="1086 401 1362 485">測定密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="290 485 528 821">増殖場工 着定基質製作工 着定基質製作</td> <td data-bbox="528 485 744 821">型枠形状寸法</td> <td data-bbox="744 485 1086 821">スチールテープ等により測定</td> <td data-bbox="1086 485 1362 821">ブロック製作に先立ち、搬入型枠全数について各主要寸法を測定する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 821 528 1377">増殖場工 石材着定基質工 石材着定基質工 (囲い礁)</td> <td data-bbox="528 821 744 957">延長</td> <td data-bbox="744 821 1086 957">スチールテープ等により測定</td> <td data-bbox="1086 821 1362 957">法線上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 957 528 1199"></td> <td data-bbox="528 957 744 1199">法線方向の出入り</td> <td data-bbox="744 957 1086 1199">スチールテープ等により測定</td> <td data-bbox="1086 957 1362 1199">5m~20mのピッチで施設規模により測定する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 1199 528 1377"></td> <td data-bbox="528 1199 744 1377">施工位置</td> <td data-bbox="744 1199 1086 1377"><u>トランシット、電波測距機等により実施測定</u></td> <td data-bbox="1086 1199 1362 1377">設計図書に示す設置位置全点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 1377 528 1650">増殖場工 着定基質設置工 着定基質運搬仮置 着定基質運搬据付 (単体礁)</td> <td data-bbox="528 1377 744 1650">施工位置</td> <td data-bbox="744 1377 1086 1650">(投入指示がある場合) 施工範囲を、<u>トランシット、電波測距儀等により実施測定</u></td> <td data-bbox="1086 1377 1362 1650">設計図書に示す各点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 1650 528 1755"></td> <td data-bbox="528 1650 744 1755">出来ばえ</td> <td data-bbox="744 1650 1086 1755">(投入指示がある場合) 設置間隔を、スチールテープ等により実施測定</td> <td data-bbox="1086 1650 1362 1755">最小規格テープ間隔 10m 最低測定箇所 5カ所 施工位置は、工事監督員の指示による</td> </tr> <tr> <td data-bbox="290 1755 528 1898">増殖場工 着定基質製作工 組立着定基質製作</td> <td data-bbox="528 1755 744 1898">魚礁工 魚礁製作工 組立魚礁製作を適用する。</td> <td data-bbox="744 1755 1086 1898"></td> <td data-bbox="1086 1755 1362 1898"></td> </tr> </tbody> </table>	工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度	増殖場工 着定基質製作工 着定基質製作	型枠形状寸法	スチールテープ等により測定	ブロック製作に先立ち、搬入型枠全数について各主要寸法を測定する。	増殖場工 石材着定基質工 石材着定基質工 (囲い礁)	延長	スチールテープ等により測定	法線上		法線方向の出入り	スチールテープ等により測定	5m~20mのピッチで施設規模により測定する。		施工位置	<u>トランシット、電波測距機等により実施測定</u>	設計図書に示す設置位置全点	増殖場工 着定基質設置工 着定基質運搬仮置 着定基質運搬据付 (単体礁)	施工位置	(投入指示がある場合) 施工範囲を、 <u>トランシット、電波測距儀等により実施測定</u>	設計図書に示す各点		出来ばえ	(投入指示がある場合) 設置間隔を、スチールテープ等により実施測定	最小規格テープ間隔 10m 最低測定箇所 5カ所 施工位置は、工事監督員の指示による	増殖場工 着定基質製作工 組立着定基質製作	魚礁工 魚礁製作工 組立魚礁製作を適用する。			<p>2 出来形管理基準 (2) 着定基質設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1454 401 1691 485">工種・種別・細別 (レベル2・3・4)</th> <th data-bbox="1691 401 1908 485">管理項目</th> <th data-bbox="1908 401 2249 485">測定方法</th> <th data-bbox="2249 401 2525 485">測定密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1454 485 1691 821">増殖場工 着定基質製作工 着定基質製作</td> <td data-bbox="1691 485 1908 821">型枠形状寸法</td> <td data-bbox="1908 485 2249 821">スチールテープ等により測定</td> <td data-bbox="2249 485 2525 821">ブロック製作に先立ち、搬入型枠全数について各主要寸法を測定する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1454 821 1691 1377">増殖場工 石材着定基質工 石材着定基質工 (囲い礁)</td> <td data-bbox="1691 821 1908 957">延長</td> <td data-bbox="1908 821 2249 957">スチールテープ等により測定</td> <td data-bbox="2249 821 2525 957">法線上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1454 957 1691 1199"></td> <td data-bbox="1691 957 1908 1199">法線方向の出入り</td> <td data-bbox="1908 957 2249 1199">スチールテープ等により測定</td> <td data-bbox="2249 957 2525 1199">5m~20mのピッチで施設規模により測定する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1454 1199 1691 1377"></td> <td data-bbox="1691 1199 1908 1377">施工位置</td> <td data-bbox="1908 1199 2249 1377"><u>GNSS、D-GNSS等により測定</u></td> <td data-bbox="2249 1199 2525 1377">設計図書に示す設置位置全点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1454 1377 1691 1650">増殖場工 着定基質設置工 着定基質運搬仮置 着定基質運搬据付 (単体礁)</td> <td data-bbox="1691 1377 1908 1650">施工位置</td> <td data-bbox="1908 1377 2249 1650">(投入指示がある場合) 施工範囲を、<u>GNSS、D-GNSS等により測定</u></td> <td data-bbox="2249 1377 2525 1650">設計図書に示す各点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1454 1650 1691 1755"></td> <td data-bbox="1691 1650 1908 1755">出来ばえ</td> <td data-bbox="1908 1650 2249 1755">(投入指示がある場合) 設置間隔を、スチールテープ等により実施測定</td> <td data-bbox="2249 1650 2525 1755">最小規格テープ間隔 10m 最低測定箇所 5カ所 施工位置は、工事監督員の指示による</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1454 1755 1691 1898">増殖場工 着定基質製作工 組立着定基質製作</td> <td data-bbox="1691 1755 1908 1898">魚礁工 魚礁製作工 組立魚礁製作を適用する。</td> <td data-bbox="1908 1755 2249 1898"></td> <td data-bbox="2249 1755 2525 1898"></td> </tr> </tbody> </table>	工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度	増殖場工 着定基質製作工 着定基質製作	型枠形状寸法	スチールテープ等により測定	ブロック製作に先立ち、搬入型枠全数について各主要寸法を測定する。	増殖場工 石材着定基質工 石材着定基質工 (囲い礁)	延長	スチールテープ等により測定	法線上		法線方向の出入り	スチールテープ等により測定	5m~20mのピッチで施設規模により測定する。		施工位置	<u>GNSS、D-GNSS等により測定</u>	設計図書に示す設置位置全点	増殖場工 着定基質設置工 着定基質運搬仮置 着定基質運搬据付 (単体礁)	施工位置	(投入指示がある場合) 施工範囲を、 <u>GNSS、D-GNSS等により測定</u>	設計図書に示す各点		出来ばえ	(投入指示がある場合) 設置間隔を、スチールテープ等により実施測定	最小規格テープ間隔 10m 最低測定箇所 5カ所 施工位置は、工事監督員の指示による	増殖場工 着定基質製作工 組立着定基質製作	魚礁工 魚礁製作工 組立魚礁製作を適用する。			<p>実態を考慮し変更</p> <p>実態を考慮し変更</p>
工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度																																																																
増殖場工 着定基質製作工 着定基質製作	型枠形状寸法	スチールテープ等により測定	ブロック製作に先立ち、搬入型枠全数について各主要寸法を測定する。																																																																
増殖場工 石材着定基質工 石材着定基質工 (囲い礁)	延長	スチールテープ等により測定	法線上																																																																
	法線方向の出入り	スチールテープ等により測定	5m~20mのピッチで施設規模により測定する。																																																																
	施工位置	<u>トランシット、電波測距機等により実施測定</u>	設計図書に示す設置位置全点																																																																
増殖場工 着定基質設置工 着定基質運搬仮置 着定基質運搬据付 (単体礁)	施工位置	(投入指示がある場合) 施工範囲を、 <u>トランシット、電波測距儀等により実施測定</u>	設計図書に示す各点																																																																
	出来ばえ	(投入指示がある場合) 設置間隔を、スチールテープ等により実施測定	最小規格テープ間隔 10m 最低測定箇所 5カ所 施工位置は、工事監督員の指示による																																																																
増殖場工 着定基質製作工 組立着定基質製作	魚礁工 魚礁製作工 組立魚礁製作を適用する。																																																																		
工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度																																																																
増殖場工 着定基質製作工 着定基質製作	型枠形状寸法	スチールテープ等により測定	ブロック製作に先立ち、搬入型枠全数について各主要寸法を測定する。																																																																
増殖場工 石材着定基質工 石材着定基質工 (囲い礁)	延長	スチールテープ等により測定	法線上																																																																
	法線方向の出入り	スチールテープ等により測定	5m~20mのピッチで施設規模により測定する。																																																																
	施工位置	<u>GNSS、D-GNSS等により測定</u>	設計図書に示す設置位置全点																																																																
増殖場工 着定基質設置工 着定基質運搬仮置 着定基質運搬据付 (単体礁)	施工位置	(投入指示がある場合) 施工範囲を、 <u>GNSS、D-GNSS等により測定</u>	設計図書に示す各点																																																																
	出来ばえ	(投入指示がある場合) 設置間隔を、スチールテープ等により実施測定	最小規格テープ間隔 10m 最低測定箇所 5カ所 施工位置は、工事監督員の指示による																																																																
増殖場工 着定基質製作工 組立着定基質製作	魚礁工 魚礁製作工 組立魚礁製作を適用する。																																																																		

水産土木工事共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版	(新) 令和5年12月版改訂	摘要																		
II-施管-22	<p>3 品質管理基準及び規格値</p> <p>1 セメントコンクリート(転圧コンクリート、コンクリートダム、覆工コンクリート及び吹付けコンクリートを除く)</p> <p>規格値一覧表中より次の項目を抜粋 材料-その他 骨材の密度及び吸水率試験 試験方法欄 JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材)</p> <p>JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)</p> <p>規格値一覧表中より次の項目を修正 材料-その他 試験項目欄 <u>ポルトランドセメント</u>の化学分析</p> <p>セメントの水和熱測定、セメントの蛍光X線分析方法 の記載漏れ 試験項目 セメントの化学分析の後ろに 試験項目 セメントの水和熱測定 試験項目 セメントの蛍光X線分析方法 を追加</p>	<p>3 品質管理基準及び規格値</p> <p>1 セメントコンクリート(転圧コンクリート、コンクリートダム、覆工コンクリート及び吹付けコンクリートを除く)</p> <p>規格値一覧表中の次の項目を追加 材料-その他 骨材の密度及び吸水率試験 試験方法欄 JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) <u>JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部:石炭ガス化スラグ骨材)</u> JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)</p> <p>規格値一覧表中より次の項目を修正 材料-その他 試験項目欄 <u>セメント</u>の化学分析</p> <p>試験項目 セメントの化学分析の後ろに以下を追加</p> <table border="1" data-bbox="1478 1171 2516 1470"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> <th>試験時期・頻度</th> <th>適用</th> <th>試験成績表等による確認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セメントの水和熱測定</td> <td>JIS R 5203</td> <td>JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)</td> <td>工事開始前、工事中1回/月以上</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>セメントの蛍光X線分析方法</td> <td>JIS R 5204</td> <td>JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5214 (エコセメント)</td> <td>工事開始前、工事中1回/月以上</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	適用	試験成績表等による確認	セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	セメントの蛍光X線分析方法	JIS R 5204	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	<p>諸基準類との統一</p> <p>追加</p> <p>諸基準類との統一</p> <p>追加</p> <p>追加</p>
試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	適用	試験成績表等による確認																
セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○																
セメントの蛍光X線分析方法	JIS R 5204	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○																

水産土木工事共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版	(新) 令和5年12月版改訂	摘要
II-施管-37	<p>4 写真管理基準</p> <p>4-1-5 写真の編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。</p> <p>4-1-8 整理提出 1. 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した全ての写真原本を電子媒体に格納し、工事監督に提出するものとする。<u>なお、「提出頻度」記載事項は、デジタルカメラを使用した場合に該当しないものとする。</u> 2. 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。</p>	<p>4 写真管理基準</p> <p>4-1-5 写真の編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。<u>ただし、『4-2 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について』に基づく小黑板情報の電子的記入はこれに当たらない。</u></p> <p>4-1-8 整理提出 1. 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した全ての写真原本を電子媒体に格納し、工事監督に提出するものとする。なお、「提出頻度」記載事項は、デジタルカメラを使用した場合に該当しないものとする。 2. 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」(国土交通省)に基づくものとする。 HP http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/</p>	<p>諸基準類との統一</p> <p>誤記修正</p>
II-施管-44	<p>4-2 デジタル写真管理情報基準</p>	<p>4-2 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について</p> <p>デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。</p> <p>デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、契約締結後、監督員の承諾を得た上で、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象とすることができ、下記の(1)から(4)まで全てを実施することとする。</p> <p>(1) 対象機器の導入</p> <p>受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降、「使用機器」という。)については、4-1-3 工事写真の撮影基準に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(https://www.cryptrec.go.jp/list.html)に記載している技術を使用すること。また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、工事での使用機器について提示するものとする。</p> <p>なお、使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。</p>	<p>「デジタル写真管理情報基準」(国土交通省)を準用し前記に変え追加</p>

水産土木工事共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版	(新) 令和5年12月版改訂	摘要
Ⅱ-施管-44		<p>(2) デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入</p> <p>受注者は、(1)の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、4-1-3 工事写真の撮影基準による。ただし、工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。</p> <p>(3) 小黑板情報の電子的記入の取扱い</p> <p>工事写真の取扱いは、4. 写真管理基準及び「デジタル写真管理情報基準の一部改定について* 令和5年3月 国土交通省」に準ずるが、(2)に示す小黑板情報の電子的記入については、4-1-5 写真の編集等及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。</p> <p>※デジタル写真管理情報基準(国土交通省HP)のURL http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/</p> <p>(4) 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品</p> <p>受注者は、(2)に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黑板情報電子化写真」という。)を、工事完成時に監督員は納品するものとする。</p> <p>なお、納品時に受注者はチェックシステム(信憑性チェックツール)*又はチェックシステム(信憑性チェックツール)*を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。</p> <p>※チェックシステム(信憑性チェックツール)のURL http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html</p>	<p>「デジタル写真管理情報基準」(国土交通省)を準用し前記に変え追加</p>

水産土木工事共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版	(新) 令和5年12月版改訂	摘要
Ⅲ-付表-41		<p>7 北海道水産林務部請負工事監督要領の制定について</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>平成10年3月27日林務第2169号 各支庁長、各道有林管理センター署長、 道民の森建設事務所長あて 水産林務部長</p> </div> <p>[沿革] 平成14年7月4日水林総第1099号、平成15年3月17日水林総第3184号、平成24年3月29日水林総第2242号、平成30年3月28日水林総第1795号、令和2年3月4日水林総第1615号、令和3年3月25日水林総第1437号 改正</p> <p>北海道部設置条例の一部を改正する条例(平成9年北海道条例第61号)及び北海道行政組織規則の一部を改正する規則(平成9年北海道規則第93号)が、平成9年6月1日から施行されたことに伴い、別添のとおり「北海道水産林務部請負工事監督要領」(ただし、水産関係は沿岸漁場整備開発事業及び魚礁設置事業に係るもの)を定めたので、事務処理を適切に行ってください。</p> <p>なお、この要領の適用は平成10年4月1日からとし、平成9年5月30日付け漁場第71号水産部長通達(北海道沿岸漁場整備開発事業請負工事監督要領)及び昭和63年3月5日付け林政第2509号林務部長通達(北海道林務部請負工事監督要領)は平成10年3月31日付けで廃止します。</p> <p style="text-align: right;">(栽培振興課工事管理係) (林務林産課工事管理係)</p>	<p>最新の要領を搭載する。</p>

水産土木工事共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版	(新) 令和5年12月版改訂	摘要									
Ⅲ-付表		<p style="text-align: center;">北海道水産林務部請負工事監督要領</p> <p>(目的) 第1条 この要領は、北海道水産林務部所管の発注に係る請負工事(以下「工事」という。)の施工に際し、契約書、設計図書(以下「契約図書」という。)に基づき、契約の適正な履行を確保するとともに、工事が円滑に進められるよう、監督業務を行う職員の指定及び職務について定める。</p> <p>(工事監督員の指定等) 第2条 この要領において、主任監督員以外の監督員を指す場合は「監督員」といい、主任監督員と監督員を総称して「工事監督員」と呼称する。</p> <p>2 支出負担行為担当者は、(総合)振興局水産課長、林務課長、森林室森林整備課長等(以下、「担当課長等」という。)の上申に基づき、次表の区分に応じて工事の請負契約ごとに工事監督員を指定するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1587 835 2377 1304"> <thead> <tr> <th>項目 名称</th> <th>対象職員</th> <th>対象工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主任監督員</td> <td>監督業務を本務とする 担当係長又は主査</td> <td>小規模なものを除く工事</td> </tr> <tr> <td>監督員</td> <td>監督業務を本務とする 主任、技師等 (工事の規模、難度等により2名以上のものを指定することができる。)</td> <td>全ての工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 支出負担行為担当者は、監督員を2名以上指定し監督員の職務を分担させるときは、分担させる職務の範囲を各々の監督員に指示するものとする。</p> <p>4 工事監督員は、当該工事目的物の引渡しをもって解任される。</p> <p>5 担当課長等(旅行命令権者)は、必要と認める場合、旅行命令により、当該工事の工事監督員以外の職員に監督業務を行わせることができる。この場合、旅行命令をもって工事監督員の指定を受けたものとみなし、帰庁復命をもって解任される。なお、これによる受注者に対する通知は担当課長等が行うものとする。</p> <p>(主任監督員) 第3条 前条第2項に規定する主任監督員は、この要領に規定する工事監督員の業務のうち重要なものを行うとともに、監督員の業務を総括し指揮指導するものとする。</p> <p>(工事監督員の業務報告)</p>	項目 名称	対象職員	対象工事	主任監督員	監督業務を本務とする 担当係長又は主査	小規模なものを除く工事	監督員	監督業務を本務とする 主任、技師等 (工事の規模、難度等により2名以上のものを指定することができる。)	全ての工事	最新の要領を掲載する。
項目 名称	対象職員	対象工事										
主任監督員	監督業務を本務とする 担当係長又は主査	小規模なものを除く工事										
監督員	監督業務を本務とする 主任、技師等 (工事の規模、難度等により2名以上のものを指定することができる。)	全ての工事										

水産土木工事共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版	(新) 令和5年12月版改訂	摘要
Ⅲ-付表		<p>第4条 工事監督員は、監督業務の遂行に当たり必要があると認めた場合、その他工事の適正な執行に支障があると認めるときは、支出負担行為担当者に対しその内容に意見を付して報告し、指示を受けるものとする。この場合において、主任監督員が定められているときは、監督員は主任監督員を経由して報告し、指示を受けるものとする。</p> <p>(工事監督員の一般的職務)</p> <p>第5条 工事監督員は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 契約の履行について、受注者の現場代理人に対する必要な指示、承諾及び協議 (2) 契約図書に基づく工事の施工のために必要な図書等の交付、又は受注者が作成した図書等の承諾 (3) 契約図書に基づく工程の管理、立会、工事の施工状況の確認(段階確認)及び工事材料の試験又は検査の実施 (4) 工事の内容の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認められる場合における措置に係る上申(理由を含む。)、その他契約図書に基づく必要事項の報告 <ol style="list-style-type: none"> 2 工事監督員は、工事の円滑な施工を図るため、あらかじめ工事施工に必要な諸手続等の処理状況を確認しなければならない。 3 工事監督員は、請負契約の適正な履行を確保するために、契約図書を把握するものとする。 4 工事監督員は、この要領に定める指示、承諾、協議、検査、確認、報告は全て書面で行うものとする。 5 工事監督員の監督の実施に当たっては、受注者の業務を不当に妨げる行為をしてはならない。 6 工事監督員は、監督上知り得た業務上の秘密に属する事項を他に漏らしてはならない。 <p>(契約図書に基づく処理方法)</p> <p>第6条 工事監督員は、契約図書に示された指示、承諾(図書等の作成を含む。)、協議、検査及び確認等について、特に様式が定められているものを除き、工事施工協議簿にて適正に処理するものとする。</p> <p>なお、工事施工協議簿については、双方が署名又は押印した原本を発注者が保管し、複製を受注者が保管するものとする。</p> <p>(施工計画等の打合せ)</p> <p>第7条 工事監督員は、工事の実施に先立ち、受注者の提出する施工計画書に基づいて受注者と施工方法、工程、施工管理、安全管理等について打合せを行い、必要な指示を行うものとする。なお、工事の期間中において、施工計画の変更及び再確認等が生じた場合も同様とする。</p> <p>(支給材料及び貸与品の引渡し、返還)</p> <p>第8条 工事監督員は、契約図書で定める支給材料及び貸与品について、その品名、数量、規格又は性能を契約図書に基づいて検査し、引渡しを行い、受注者から物品受領書を徴収し、物品管理者に報告しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 工事監督員は、前項の規定により引渡しを行った後、受注者から支給材料不適合発見通知書の提出があった場合は、物品管理者に報告しなければならない。 3 工事監督員は、工事の完成時(完成前にあたっては支給材料の精算がおこなえるとき)、受注者から支給材料精算書の提出があった場合は、その内容と事実と相違ないことを確認しなければならない。 	最新の要領を搭載する。

水産土木工事共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版	(新) 令和5年12月版改訂	摘要
Ⅲ-付表		<p>ならない。</p> <p>4 工事監督員は、工事の完成、変更又は解除によって支給材料（貸与品を含む。）の返還を受ける場合は、契約図書に示す場所において、第1項の検査を行い、これを受領して、受注者から支給材料（貸与品）返納調書を徴し、物品管理者に報告しなければならない。</p> <p>(指定材料の確認)</p> <p>第9条 工事監督員は、契約図書において、工事監督員の検査若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は工事監督員の立会の上調査若しくは調査について見本の確認を受けるものと指定された材料については、品質、規格等の検査又は確認を行わなければならない。</p> <p>(工事監督員の立会い)</p> <p>第10条 工事監督員は、契約図書において工事監督員の立会いの上施工するものと指定された事項については、立会願により立会いを行うものとする。</p> <p>(工事施工状況の確認)</p> <p>第11条 工事監督員は、契約図書において段階確認後施工するものと指定された事項、現場代理人から段階確認願により要請のあった事項及び工事監督員が特に必要と認める事項については、出来形、品質、規格、数量等の施工状況の確認を行うものとする。</p> <p>(改造請求及び破壊による検査)</p> <p>第12条 工事監督員は、工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行わなければならない。</p> <p>2 工事監督員は、契約図書において工事監督員の検査、確認、立会の指定をされたもののうち、現場代理人がその義務を怠って施工した場合、又は工事の施工部分が契約図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合に、工事の施工部分を破壊して検査するものとする。</p> <p>(工程の管理)</p> <p>第13条 工事監督員は、工事工程表や工事旬報（又は履行報告書）により工事の進捗状況を把握し、受注者の責めにより工事が著しく遅延している場合は、受注者と促進に関して協議し、必要と認められる場合は工事の促進を指示をしなければならない。</p> <p>2 工事監督員は、前項の工事促進の指示にかかわらず、工事が遅延し工期内に完成しないと認められるときは、第4条の規定により処理するものとする。</p> <p>3 工事監督員は、他の工事が施工上密接に関連する場合において必要がある時は、その関連する工事との調整を行うものとする。</p> <p>(書類の整理)</p> <p>第14条 工事監督員は、受注者より提出された書類及び自己が作成した指示書や報告書等について、その経過を明らかにし、整理しておかななければならない。</p> <p>(工事関係者に関する措置請求)</p> <p>第15条 工事監督員は、現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められるとき又は主任技術者、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人等で、工事の施工若しくは管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、工事関係者措置請求上申書を支出負担行為担当者へ提出し、その指示を受けるものとする。</p>	最新の要領を搭載する。

水産土木工事共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版	(新) 令和5年12月版改訂	摘要
Ⅲ-付表		<p>(条件等不一致に関する調査、確認)</p> <p>第16条 工事監督員は、次の各号に掲げるものについて、現場代理人からその事実の確認を請求されたとき又は自らその事実を発見したときは、現場代理人の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。</p> <p>(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く)</p> <p>(2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。</p> <p>(3) 設計図書の表示が明確でないこと。</p> <p>(4) 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場とが一致しないこと。</p> <p>(5) 設計図書に明示されていない施工条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。</p> <p>2 工事監督員は、当該事実の確認後、速やかにその内容を支出負担行為担当者へ報告するとともに、調査結果(措置が必要となる場合は当該指示を含む。)を調査終了後14日以内に現場代理人に通知しなければならない。</p> <p>(設計図書の変更)</p> <p>第17条 工事監督員は、前条の確認の結果を含め、設計図書を変更する必要があると認められるときは、設計変更上申書を支出負担行為担当者に提出し、その指示を受けるものとする。</p> <p>2 工事監督員は、支出負担行為担当者が必要と認め指示のあった場合における設計図書の変更に係る事務については、第1項の規定によるものとする。</p> <p>3 工事監督員は、設計図書の変更に伴い、工期を変更する必要がある場合は、工期の算定を適切に行うものとする。</p> <p>4 工事監督員は、受注者から変更契約書が提出された場合は、速やかに支出負担行為担当者に報告しなければならない。</p> <p>(工事の一時中止)</p> <p>第18条 工事監督員は、工事の全部または一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、一時中止の範囲、理由を付し、工事一時中止上申書を支出負担行為担当者に提出し、その指示を受けるものとする。</p> <p>2 工事監督員は、工事の一時中止に伴い、工期を変更する必要がある場合は、工期の算定を適切に行うものとする。</p> <p>3 工事監督員は、受注者から変更契約書が提出された場合は、速やかに支出負担行為担当者に報告しなければならない。</p> <p>(受注者の請求による工期の延長)</p> <p>第19条 工事監督員は、受注者から工期延長請求書の提出があった場合は、工程状況及びその理由に関する調査を行い、工期延長副申書を添えて支出負担行為担当者に提出し、その指示を受けるものとする。</p> <p>(損害発生の調査及び報告)</p> <p>第20条 工事監督員は、工事目的物等の損害について、現場代理人から損害の発生についての報告を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、損害発生報告書を支出負担行為担当者に提</p>	最新の要領を掲載する。

水産土木工事共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版	(新) 令和5年12月版改訂	摘要
Ⅲ-付表		<p>出し、その指示を受けるものとする。</p> <p>2 第三者に及ぼした損害についても、前項の規定を適用するものとする。</p> <p>(不可抗力による損害の調査及び報告)</p> <p>第21条 工事監督員は、天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、現場代理人から損害発生通知書を受けた場合は、現場代理人の立会いの上、その原因、損害の状況等を調査し、その結果について発生損害確認書を作成し、発生損害確認報告書に添付して支出負担行為担当者に提出し、その指示を受けるものとする。</p> <p>(中間検査の実施)</p> <p>第22条 工事監督員は、中間検査を実施する場合は、支出負担行為担当者に 中間検査上申書を提出するものとする。</p> <p>(部分使用及び検査)</p> <p>第23条 工事監督員は、部分使用を行う必要がある場合は、部分使用上申書を支出負担行為担当者に提出しなければならない。</p> <p>2 工事監督員は、受注者から部分使用承諾書が提出された場合は、速やかに支出負担行為担当者に報告しなければならない。</p> <p>(現場発生品の処理)</p> <p>第24条 工事監督員は、工事の施工に伴って生じた発生品(残存物件、発生物件)については、受注者に場所を指定して集積させ、現場発生品調書の提出を求め確認の上、生産物品報告書を作成し、第4条の規定により処理するものとする。</p> <p>(関係機関との協議、調整)</p> <p>第25条 工事監督員は、工事に関して、必要に応じて関係機関との協議、調整等を行い、それに伴う必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(臨機の措置)</p> <p>第26条 工事監督員は、災害防止等その他工事の施工上特に必要があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することが出来る。</p> <p>2 工事監督員は、前項により受注者に対して請求を行った場合は、臨機の措置報告書により支出負担行為担当者へ報告するものとする。</p> <p>(事故等に対する措置)</p> <p>第27条 工事監督員は、受注者から事故等の発生報告があったときは、受注者から工事事故報告書を徴し、状況及び添付書類を確認した上、速やかに支出負担行為担当者に報告しなければならない。</p> <p>(出来形部分等の確認及び報告)</p> <p>第28条 工事監督員は、受注者から出来形部分等確認の請求があった場合は、当該請求に係る出来形部分等を確認し、速やかに支出負担行為担当者に報告しなければならない。</p> <p>(完成届)</p> <p>第29条 工事監督員は、受注者から完成通知書(指定部分に係る場合を含む)の提出があったときは、速やかに支出負担行為担当者に報告するものとする。</p> <p>(検査日の通知)</p>	最新の要領を掲載する。

水産土木工事共通仕様書(令和5年12月) 新旧対照表(令和5年12月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(旧) 令和4年10月版	(新) 令和5年12月版改訂	摘要
Ⅲ-付表		<p>第30条 工事監督員は、工事完成検査(出来形部分等、指定部分、中間検査及び補修完了検査を含む。以下「工事検査等」という。)に先だて、支出負担行為担当者の指定する検査日を受注者に通知するものとする。</p> <p>(検査の立会)</p> <p>第31条 工事監督員は、工事検査等に当たって、検査員が検査に必要な準備を要請し、又は立会を求めたときはこれに応じなければならない。</p> <p>(成績評定表の作成)</p> <p>第32条 工事監督員は、工事が完成したときは速やかに、「工事施行成績評定表」を作成して、支出負担行為担当者に提出しなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第33条 この要領は公表するものとし、その方法等については、「工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について」(平成13年3月29日付け建情第2328号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達)の例によるものとする。</p>	最新の要領を掲載する。